

令和元年第4回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和元年12月 5日 午前10:00

○散 会 午後 3:13

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌次郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鏡 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 鏡 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	社会福祉課長 筒 井 弥 生
健康推進課長 櫻 庭 輝 雄	産 業 課 長 佐々木 涉
上下水道課長 畠 山 修	学校教育課長 山 田 敬 輔
文化スポーツ課長 鈴 木 健 二	天王公民館長 澁 谷 豊

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 児 玉 亮 悦
----------------	-----------------

令和元年第4回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和元年12月 5日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式で行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席にて、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、6番佐藤敏雄議員、12番藤原典男議員、11番伊藤正吉議員、16番大谷貞廣議員の順に行います。

それでは、6番佐藤敏雄議員の発言を許します。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 議席番号6番佐藤敏雄でございます。

傍聴者の皆様、寒い中、朝早くから本当にご苦勞様です。

さて、このたびの定例会におきまして一般質問の機会を与えていただきましたことに、まずは感謝申し上げます。

また、市民の皆様を初めとし、答弁をしていただく藤原市長初め当局職員の皆様には厚く御礼を致しますとともに、市政発展のために日夜ご尽力されておりますことに対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、通告の要旨に従い、私は大きな項目で3項目、12点について質問をさせていただきますので、宜しくお願い致します。

大きな項目の質問第1点目は、「風力発電に伴う人体への影響及び電波障害について」であります。

風力発電は水力発電に次いで再生可能エネルギーの中では採算性が高く、気候変動に関する国際連合枠組条約締結国会議において、地球の温暖化を抑制するため優先的に取り組むべき施策の一つとして、太陽光や風力に代表される再生可能なエネルギーへの移行が推奨され、現時点においても最も高効率の発電設備の一つとして考えられ、全世界

で積極的に導入が進められているのが風力発電であります。

日本では、1998年に我が国初の大規模風力発電所が北海道苫前町において運転を開始したのを皮切りに、北海道や東北を初めとする好風況地域には巨大な風力発電所の建設ラッシュとなっていますことは、皆様もご承知のとおりであります。2004年ごろからは本格的に導入が開始され、以後、徐々に普及してきており、2014年時点で全国に約2,000基、2019年には全国に約2,200基という進捗状況のもと、化石燃料にかわる環境にやさしいエネルギーなるキャッチフレーズを与えられてきたわけではあります。近年になって風力発電は地域的な環境に負荷を与えることもあるという側面が浮き彫りになってきていることが懸念されております。

そして、課題の一つに騒音対策や低周波対策があり、人家に隣接して設置された場合には、近隣住民がめまいや動悸、耳鳴りなど違和感を訴える事例もあるとのことであり、その要因としてブレードやタービン部が出す風切り音などの騒音や低周波振動が原因だろうと指摘されるようになったと記事にはありました。それに伴い、日本各地で建設反対運動が起き、ドイツでは建設済みの発電所の撤去を命じる判決も出たとあるとメディアでは報じておりました。

また、風力発電の大幅な普及に伴い、風車の部分が丸ごと落ちるなど大惨事につながりかねない事故も起こるようになっており、落下防止等の対策が検討されていますことも事実であります。さらには、自然を破壊することによる景観への影響や適地の減少、送電システムの不足等の問題からも風力発電所から居住地域までの距離も全体的に縮まってきたほかに、本市においては、二田地域など一部の地域でテレビの電波障害が発生していることも事実であり、非常に困っているとの声も耳にしております。

テレビは最も身近な情報収集のメディアでありますことから地元住民が納得のいく対応策を講じていかなければ、あつれきを生む結果を招くことになり得るのではないのでしょうか。

そこで、人の健康及び生活環境への影響は少なからずあろう観点から質問致します。本市の実態についてお伺いします。

- 1、人体に影響を及ぼす健康面に関する問い合わせはあったのか。
- 2、電波障害の問い合わせは何件あったのか。また、どの地域からなのか。
- 3、それぞれの対応策についてはどうでしょうか。
- 4、工事終了後の影響についてはないのでしょうか。

5、今後の展望について教えていただきたいと思います。

以上の5点について見解を求めます。

次に、2つ目の項目、「社会問題化している教員間のいじめの実態について」であります。

初めに、学校環境におけるいじめの問題は生徒のみならず、今では教職員の中においても実際に起こっている時代であります。兵庫県神戸市立東須磨小学校での教員間暴力事件がその一例であり、このような実態は氷山の一角にすぎないと捉えるという報道もされておりました。

その内容はメディアでも放映され、皆様もご承知のとおり、被害者は自分が所有する車の上に乗られ嫌がらせをされる様子や、加害者からはがいじめにされたあげく、激辛カレーを食べたくないと言っているにもかかわらず無理やり食べさせられたり、目に激辛のカレーを塗られて嫌がる様子などを加害者の教員らが笑いながら楽しんでいたり、ほかにも身体的な暴力や暴言、性的な嫌がらせを内容とするハラスメント行為が頻繁に行われていた事実は、目を疑うようなとても信じられない内容のものであったことは記憶に新しいところであります。

学校の先生からの教を学びながら成長していく児童や生徒にとって、教育環境の低下にもなり得るこのような悪質きわまりない行為は、生徒を指導する立場にある教員として絶対にあってはならない、許されない行為であります。

しかしながら、学校は一般社会とは隔離された環境であるため、ヒエラルキー（階層性や階級制）が固定化しやすく、それは教室だけではなく職員室にも当てはまると言われ、一度よどみ出すと、その水を浄化させる機能がほとんどないということは昔の教育現場の問題点の一つに掲げられており、そして、どの学校にも多かれ少なかれ職員室カーストは存在する、とある報道にも掲載されておりました。

安全で安心な環境のもと生徒の誰もが学ぶことのできる教育環境整備の観点からは、いじめ問題については根絶を切に願うものであります。

そこで、昨今の時代背景に鑑み質問致します。

近年における本市の実態についてお伺いします。

- 1、教員間のいじめ問題などに該当する実例数はどうでしょうか。
- 2、事例とその対応策についてはどうでしょうか。
- 3、加害対象者の処遇についてどうでしょうか。

4、防止策の取り組みについてはどうでしょうか。

以上の4点について答弁を求めます。

最後に、3つ目の項目、「天王グリーンランドまつりの芸能ショーについて」であります。

天王グリーンランドまつりは、夏祭りの最後を飾る本市において代表する祭りの一つでありますことをご承知のとおりであります。

初日の盆踊り大会に始まり、2日目のキャラクターショーやヤートセ選手権、芸術文化協会による芸能披露、そして毎年恒例の芸能ショー、最後は祭りの終わりを締めくくる花火ショーが盛大に行われ、特に花火ショーでは、間近で見ることができる距離感と大迫力の音響に、お越しになりました人々を魅了させ感動を与えてくれるすばらしい祭りでありますことは言うまでもありません。

しかしながら、芸能ショーに関しては、今年の新沼謙治さんを初め、去年は山本リンダさん、おとしは八代亜紀さんと過去をさかのぼってみても、私が知る限り、リンダさん以外は演歌歌手を招いての芸能ショーであり、若い世代が好める芸能ショーとは言えないのではないのでしょうか。若い世代からは、なぜいつも演歌歌手なのか、年配者向けの選択肢に限られるのかなど、その時期になるとよく問われることも事実であります。

以前も議会の場や常任委員会でも申し述べましたとは思いますが、隣接の男鹿市で毎年開催される男鹿ロックフェスタでは、市内外のみならず県外からも若い世代がこぞって集う一大イベントに大成長を遂げておりますことは皆様もご存じかと思えます。確かに男鹿ロックフェスタとは趣旨が違うイベントだということは重々承知の上ではありますが、次世代を担う若い世代にも芸能ショーへの期待と楽しみを与える芸能選定に耳を傾けてもよいのではないのでしょうか。なぜ隣接の市ができて当市はできないのかと時折疑問を覚えます。

そうは言うものの、毎年、演歌歌手の歌を聞くのを楽しみにしている方々もおられるはずで、その方々にとりましては、若い世代の歌謡、いわゆるJ-POPのジャンルには何ら興味を示さないかもしれません。そのようなことも踏まえ、選択肢には十分に考慮した上で、演歌とJ-POPなど、各年ごとに実施されてはどうかと思うわけがあります。

私は決して演歌を否定するわけではありません。しかしながら、時代の趨勢とともに何事においても変革はあってもよいのではないかと、少なからず私はそう感じておりま

す。合併から15年を迎えている潟上市においてもそうあるべき姿ではないでしょうか。

そこで、若い世代からお年寄りに至るまで幅広い世代が期待感を抱く楽しめる芸能ショーであるべき観点から質問致します。

今後の芸能ショーのあり方についてお伺いします。

- 1、若い世代にも考慮した出演者選定の考えはありますか。
- 2、演歌とJ-POPなど隔年ごとに実施のお考えはありますか。
- 3、今後の展望について教えていただければと思います。

以上の3点について答弁を求めます。

これで演壇からの質問を終わります。宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

それでは、私から6番佐藤敏雄議員の一般質問の、私からは2点目「社会問題化している教員間のいじめの実態について」お答えを致します。

議員ご指摘の公立小学校における若手教員が同僚の先輩教員から継続的に暴力や暴言を受けていた問題が報じられていることに関して、非常に驚きを持って注視しているところでございます。子どものいじめ防止に努めるべき、その努めるはずの教員がみずからこうした行為に及んだことは、まことにあるまじき行為であり、教員として以前に、人として決して許されることではなく、子どもや保護者、地域の方々の信頼に背くものと非常に厳しく受けとめております。

それでは、ご質問の「近年における本市の実態について」の1点目「教員間のいじめ問題などに該当する実例数は」についてお答え致します。

日頃から教育委員会としては学校と定期的に、あるいは随時情報を共有し、また、問題の発生が予見される場合には、速やかに報告、連絡、そして相談する体制をとっております。その中には、例えば学校運営、それから児童生徒のことのほか、勤務する教職員についての相談や報告も含めてございますけれども、これまでのところ、本市においてこのような教職員間のいじめに関する事例は発生しておりません。

次に、ご質問の2点目「事例とその対応策については」についてであります。1点目でお答え致しましたとおり、これまでのところ、こうしたいじめ等の事案発生が認められておりませんので、その対応も生じておりません。これまでも広い意味での「教職員間の人間関係に係る問題、そして、パワーハラスメント等への対応」に関しましては、

各校に指導してきており、各校においてはパワハラ・セクハラ対策委員会等を設置し、組織的に取り組むことによって、迅速で適切な対応をすることにしております。

次に、ご質問の3点目「加害対象者の処遇については」についてお答え致します。

教職員間におけるいわゆるいじめ事案の被害、加害という事案は発生しておりませんが、万が一こうした事案が発生した場合には、迅速で正確な状況把握、そして関係機関との連携のもとに法的対応、そして行政的な処分も含めて、真摯に対応してまいります。

最後に、ご質問の4点目「防止策の取り組みについて」にお答えを致します。

教育委員会としましても、教職員の様々な相談事や人間関係の悩みに早期に対応すること、重篤な問題になる前に未然防止をすること、及び働きやすい職場環境を整備することなどについて各校に指導するとともに、校長等の管理職あるいは同僚によるパワーハラスメント等の行為が起きていないか、今後も学校との連絡、相談を密にしながら実態を把握し、指導に努めてまいります。

各学校では、これまでも教職員が一人ひとりの子どもに向き合い、充実した教育活動を推進するために、教職員が互いに円滑なコミュニケーションがとれる雰囲気づくり、そして授業づくりを通じた協働性、同僚性のある人間関係づくり、風通しがよく透明性があり、働きやすく、働きがいのあるそういった職場環境づくりが重要であるとして、これを学校運営上の重要課題に位置づけ、現場の教職員一人ひとりが「よりよい学校をつくる」という意識を持って取り組んでいるところであります。

また、本市では、コミュニティ・スクール、そして学校ボランティアの取り組みを初めとする「開かれた学校づくり」をより一層進めているところでありまして、地域の多くの方々が学校の中に足を運び、子どもたちの学ぶ姿のほか、教職員の働く姿を目にしているところでございます。

今後も、学校、教育委員会が教員間のいじめ等の防止に取り組み、みずからの職責を意識し、教育への使命感を持った心身ともに健全な教師が心身ともにたくましく、心豊かな湧上の子どもたちの指導に当たることができるよう真摯に努めてまいります。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 6番佐藤敏雄議員の一般質問の1つ目「風力発電に伴う人体への影響及び電波障害について」お答え致します。

初めに、本市沿岸部で進めている風力発電施設の建設につきましては、秋田県により風力発電事業者の公募がなされ、県が事業者を選定し、県有保安林を活用して実施して

いる事業であります。さらに、本市には法的な許認可の権限はなく、民間事業者の事業活動として各種法令にのっとり建設を進めているものであります。

また、風力発電施設の建設により、テレビの受信障害が生じている旨のご質問であります。現在でも市内のテレビ電波はテレビが受信できないレベルまでは低下しておりません。しかし、風力発電建設前後からテレビの受信障害の苦情が本市に寄せられており、原因の一つである可能性は排除できませんが、各家庭で設置されているアンテナや受信設備の状況等が原因のケースもあり、現時点で全てが風力発電施設建設によるものであると断定できるものではありません。あくまでも受信障害を引き起こす要因の一つの可能性であるということであり、この点をご理解いただいた上で、本市の実態についてお答え致します。

ご質問の1点目「人体に影響を及ぼす健康面に関する問い合わせはあったのか」についてであります。健康面に関して、これまで市役所への問い合わせはございません。

ご質問の2点目「電波障害の問い合わせは何件あったのか。また、どの地域からなのか」についてお答え致します。

市役所への問い合わせは8月頃から寄せられるようになり、件数は昨日までで約50件となっております。問い合わせのあった地域については、風力発電施設から距離のある湖岸地区を除く、天王地区のほぼ全域となっております。

ご質問の3点目「それぞれの対応策について」お答え致します。

本市の対応としましては、これまで行っているように市民からの相談内容を丁寧に聞き取り、その内容を事業者に伝えるとともに、事業者に対し戸別に状況を調査し、早急に対応するよう再三にわたり要請しております。また、住民向けに説明会を開催し、対応策を周知するなど、現在、お困りの方へ寄り添った対応をするように依頼しております。

さらに、事業の推進役である秋田県に対しても状況を報告し、事業者への適切な指導監督をしていただきたい旨を依頼しております。

ご質問の4点目「工事終了後の影響について」と、ご質問の5点目「今後の展望について」は関連がありますので、あわせてお答え致します。

現在、2つの事業者ともに工事の最終段階を迎え、試運転を行っていると同っております。工事終了後の影響については、現段階では想定できませんが、市民の生活環境への懸念が払拭されるよう事業者や関係機関へ働きを行ってまいります。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 6番佐藤敏雄議員の一般質問の3つ目「天王グリーンランドまつりの芸能ショーについて」お答え致します。

初めに、天王グリーンランドまつりの目的及び内容についてご説明します。

天王グリーンランドまつりは、広く内外から観光客を誘致し、地場産品などをPRすることを目的に平成4年からスタートしております。また、平成12年からは花火ショーを実施し、県内に広く浸透したイベントとなっております。開催は2日間の日程でございますが、初日の「潟上市盆踊り大会」を初め、2日目にはキャラクターによるステージショー、市芸術文化協会加盟団体による芸能発表、市内の郷土芸能披露、潟上市特産品のお楽しみ抽選会、市民団体プロジェクト企画によるヤートセ選手権、芸能ショー、花火ショーを行い、2日間を通じ、様々な催しを通じて老若男女が楽しんでいただけるよう開催しております。

ご質問の1点目「若い世代にも考慮した出演者選定の考えは」につきましては、幅広い歌手を候補に実行委員会で協議しますが、出演者のスケジュール調整を考慮し、出演可能な歌手の選定としてのご理解願います。

ご質問の2点目「演歌とJ-POPなど隔年ごとに実施の考えは」につきましても、出演可能な歌手のスケジュール的な問題が大きいと思いますが、検討してまいります。

ご質問の3点目「今後の展望については」につきましては、時代の変化や財政事情等も的確に判断し、実行委員会とも協議しながら対応してまいります。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員、再質問ありますか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） それでは、風力発電の方から再質問させていただきます。

先ほど、まず1番の人体に影響を及ぼす健康面に対する問い合わせはあるかということに対しましては、市役所への問い合わせはないということでありましたので、追及するわけではないんですが、潟上市では今のところ確かにないかもしれませんが、実際に騒音とか低周波振動で健康被害の実例が、平成22年度の例になりますが、全国で389件です。苦情がそのうち4カ所、またそのうちの39カ所で夜間停止、そして25カ所では裁判中または係争中になっているという実例も実際にありますので、ここは言わせていただきます。

そして、共通の症状としては、睡眠障がい、そして頭痛、耳鳴り、めまい、吐き気、心拍数の増加、高血圧症、ストレス症、振動音響病、慢性騒音外傷などが1kmから3

k m離れた場所で多く被害が発生するという住民からの意見書が提出されたという事例もございますので、参考までに私はお伝えして、1の質問は終わらせていただきます。

2の質問に移りたいと思います。

電波障害の問い合わせは何件あったか、そしてまた、それはどの地域からかということに対しましてですけれども、先ほどのご説明で湖岸地域を除く天王地域全域だと。そしてまた、全く見えないわけではなくて、受信の幾らかの一部の障害であるという認識で説明されたと思うんですけれども、私、湖岸地域を除くというところでちょっとひっかかったんですけれども、湖岸地域も影響しております、実際、私聞いておりますので。その点についてはちょっと誤解があるのかなと思ったんですけれども、そのように捉えていただければと思います。

それと、昨日の魁新聞、それから、今日の今朝の魁新聞でもばんと取り上げられたこと皆さんご存知だと思うんですけれども、江川で先日説明会がありまして、該当が240軒ちなみにあります、江川は。それで、そのうち120軒が何らかの障害を受けていますよということで、苦情といいますか、エントリーされております。今、天王地域全部ということでありましたので、江川、それから天王、それから二田、出戸、追分、これ全部だと思うんですけれども、101号から56号線に国道かけて、もう全部が何らかの受信障害を受けているやに私は思っております。実際自宅でもやっぱり確かに追分でも映り悪かったりはしておりますので、そういうような事実もあり、ちょっと言わせていただきます。

対応策になるんですけれども、確かに県の方の県有地ではありますけれども、どのような範囲で隣接自治体として住民の被害にかかわれるのか、その辺については私は再質問したいんですが、全く関係ないとは言えないと思います。やはり潟上市に風車が実際ありますことから、ただ業者に投げているんだと、業者に依頼しているんだということでは済まないと思うんです。その辺について再質問したいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまの質問にお答えします。

今回の発電設備に対しての被害に対して、市としてどういう関わりをしているのかということだと思いますけれども、あくまでもこの事業主体は県でありまして、それを受けて2業者がまず行っていることでもあります。でありますので、市としましては、あくまでも周囲への問い合わせがあったことの内容を県並びに事業者へ報告しながら、この

影響に対して対応できるように働きかけをしているところでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） ありがとうございます。この北の方は、確かにA—W I N D E N E R G Yかたがみですか、それで17基と。それから、南の方はウエンティ・ジャパン潟上ウインドファーム、こちらの方は23基ということも、私、調査でわかっておりますけれども、確かに対応は、先ほどもご説明あったとおり県と事業者になるということでもありますけれども、しかしながら、このA—W I N D E N E R G Y、この北の方ですけれども、秋田銀行がかかわっているところです。こちらの方に関しましては、電波障害があったと、問い合わせがあった方に対しては対応しているんですけれども、電波障害があっても問い合わせしていない人には対応はされていないんです。それから、南の方のウエンティ・ジャパンに関しましては、これから戸別に回って対応していくとのこと聞いております。それで、何が私は言いたいかと言いますと、確かに対応した方の例では、まず、2万円から2万5,000円を支払っていただいたという事例があり、そして、片や、そちらの一方の方のウエンティ・ジャパンの方では、そちらの対応も何かやるんだかやらないんだか、それで、実際には戸別に対応していく予定とありますので、まだやる段階でもないのではないかなというところでは言わせていただくんですけれども、確認で、そこで質問になるんですけれども、やっぱり一方の業者は支払いをして、一方の業者は戸別に対応するというのであれば、まずはこの平等性がとれていないなと私は感じてますし、やっぱりその辺はしっかりと対応していかなければならないと思うんですけれども、その点について当局の方はどう思うか、見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問についてお答え致します。

確かにこの問題が発生しましてから3カ月以上たっていることとなります。そして、我々としても、先ほどの答弁でありましたとおり、再三にわたり業者の方には申し入れをしているところでございます。そして、片や南の方につきましては、戸別対応を一つ一つやりながらということでもございました。一番まず影響が大きいのは、A—W I N D E N E R G Yかなと。江川地区からこう始まったところかと思えます。そして、その対応の違いというものは、我々についても非常に悩ましいところでありました。そして、

県の方には、まずは法曹業種も加えまして、1回ちゃんと話をしてほしいということをお願いしまして、そこで同一の対応をしてほしいということもお願いしたところであり、確かにおっしゃるとおり、今までの対応としましては個々に違いがあるということ、それは非常にもう平等性に欠けると言われればそうかもしれません。ですので、我々としては、まず市民の皆様へ寄り添って、何とかこの生活環境を守ってほしいということで、これからもお願いしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） しっかりとまず対応していくという答弁でありましたので、まずわかりましたけれども、それから、ちょっと観点を変えまして、こういった大問題に今なりかけているような事例が、魁にも取り上げられたと先ほども私申し述べましたけれども、やっぱり大きな障害だと思うんです。先ほどもテレビ見られない、やっぱりそういうふうな、一部、全部は映らないから大丈夫だという話ではないと思うんです。

それから、このぐらいの魁に出ているということは、やはり新聞とか業者では済まないと私は個人的に感じます。潟上市においても、やはりこういうような意見があったんだよとか、そういうことをしっかりとやっぱり市民の方々に知らしめていくべきではないのかなと思います。例えば、アンケートをとったり、それから、広報を使ってこのような状況だとか、それから、今若い人たちになんかにはやっぱりSNSを配信して今の状況を教えるとか、そのようなことをやるべきような問題なのではないかなと私は思いますので、あえてここで言わせてもらいますけれども、いろいろな調査方法があると思われましても、今後どのような方法を用いて、当局は市民の方々に周知していくお考えなのでしょうか。それとも、そのようなことはお考えでないのでしょうか。その辺についてお答え願いたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

我々はまず第一に、潟上市の住民の安全と生活を守っていくということがまず第一にあります。ですから、その際にとり得る手段はすべからくとっていく。ただし、総務部長答弁で申し上げたとおり、このいわゆる風力発電と電波障害の因果というのは、科学的にはまだきちんと判断されていないところもあるんです。ですので、今、問い合わせをいただいたうちのスタッフから聞いているところでは、住民の方々は非常に冷静に市

役所の方に状況を伝えてきてくれていると。私は非常にありがたいなと思っています。ただ、テレビが映らなくなった時期であるとか、電波障害が起こった時期があの風力発電のいわゆる試運転からの時期に多くなってきているということは、これは間違いのない事実。これは、因果としては否定はできないわけです。それで、私どもは何度もこういうようなことが市民の方から困っているという問い合わせがあるんで、それについてきちんと対応してほしいというふうなことは事業者にも、それから、あるときには県の方にも伝えてあります。ただ、今、この段階になって、先ほど副市長が申し上げたとおり、その対応が市民の方々にとっては遅きに失しないかということであったり、あるいは対応についてばらつきがあるというようなことがご指摘されておりますので、その点については、あわせて我々の方から申し伝えたいというふうには思います。

先ほどあった広報やアンケート等と、これは我々はそこまでやる必要があると判断すればやってまいります。ただ、一義的には、これは事業者の方できちんとこれから対応し、そして、これから対応していくと言っております。ですので、その点について我々はそこを注視して行って、それが足りないということであれば、我々は毅然と対応してまいりますので、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 3番目の対応策については、ご説明がありましたとおり、私も聞きましたので、まず質問は終わらせていただきますが、関連した形で4番の方に入るんですけども、先ほど市長の方からは、工事が始まった時期からやっぱり電波障害が多くなってきているとの説明でありました。そして、電波障害については、これが建てたから電波障害が起こるという断定はできないものであると、因果関係があるということの説明ではありましたが、その点についてはまず私もそうなのかなと納得はするんですが、工事終了後の影響について、私も先ほど1番の説明でもありましたとおり、やっぱり健康面への影響もすごく心配な点でもあるんです。実際には、潟上市には問い合わせはないといったものの、やはり1番の病気関係の事例もあるということから、これから上がってくるかもしれないし、それで、あとはちょっと江川と、先ほど一番影響あるのが江川だと言っていましたけれども、江川に関連して言わせていただければ、あそこは昔からの漁港の場所でもあります。そういった点からは、やはり魚にも影響してくるのではないかなというのもちょうと私は思うんですけども、実際に私が調べた範囲なんですけど、風力発電が建てられた近くでは、これまで魚のキスやボラがいなく

なってしまうという事例があると、私が調べたところありました。それから、ウミガメ、まず潟上市にはちょっと関係ないかもしれませんが、ウミガメが産卵期に上陸する場所の例で言えば、それも見られなくなるという調査記事がありましたことから、やはり少なからずこのような影響は建設した後でも出てくるのではないかなと思っております。ただ、その点についてのまずどういうふうなお考えなのか、いま一度この辺についてお考えを申し述べたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） お答え申し上げます。

まず、この工事終了後の影響ということ、仮定でもって我々はこの場で発言するのはいかなものかと思っています。ただし、その影響についても、当然事業者については今後とも営業に当たって、稼働に当たっては注視して行ってほしいという申し入れは当然してまいります。もし、そのようなことが仮に起こってまいりましたら、それは我々としては適切に対応させていただきます。それは、市民の間でもそうですし、江川の漁協の方とも連絡を取り合って、どのような影響があるのかというようなことも、我々としては当然聞けるわけですので、そういったことも考慮に入れていきたいというふうに考えています。

先ほどからあったとおり、この件については極めて我々としては残念であるとも思っております。行政報告でも述べたとおり、今、世界はC O P 25が開かれているとおり、気候温暖化ということで、我々はそういった面についても深く配慮していかなくちゃいけない時代に入っています。そのときに、再生可能エネルギーは我々にとってはこれから進めていくのは必要不可欠ということはあるわけですが、ただし、それは大局的に立った場合のことでありまして、それが仮に、そこが設置されているのが潟上市、そして潟上市の住民の方が生活に何らかのマイナスの影響を受けるということであれば、我々としては、先ほど申し上げたとおり毅然と対応してまいらないといけないというふうに考えておりますので、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 4番について、この影響について市長の答弁もありましたので、わかりました。

また、ここはちょっと5番目も関連してくる、先ほどの説明もあったとおり、4、5は関連しているということでしたので、5の方の今後の展望についてはの方に移りたい

と思うんですけれども、ただいま市長の方から世界の例の話もありまして、やはり温暖環境化の話もあったと思うんですけれども、確かにそうだと思います。私も、この建設することによって、財政面でも少なからず潟上市の方にお金が入ってくるということは事実でありますし、これからますますやっぱり厳しい中においても財政運営をしていかなければならない観点からしたら、非常にわずかながらでもありがたい、助かる事業ではあるなということと、先ほど市長も述べられましたとおり、原子力発電の危険性もないことですし、それから、火力発電の温室効果ガスを排出しないことの地球温暖化の原因になるようなそういうような観点からしますと、本当にこの風力発電というのは、太陽光発電に並んで環境に優しいと言われているのも確かにあることから、その辺については納得はできるんですけれども、ただ、しかしながら、その反面、今後はやっぱり地球温暖化も加速しているわけです。気候変動はいつ起こるかわかりませんし、天変地異に伴って想定外の災害も起きること考えなきゃいけないと。そういった観点から、ちょっと千葉県の事件のこと言いますけれども、風力発電は本当に優しいんですが、例えば災害の台風などが来て、風速40m以上来ると倒れるという説明を受けております。そして、データによれば、今、全国で100本の風車のあるうち、五、六本が事業をもうやめて撤退して、風車は撤退したところはどうなるかという、そのままほったらかしにしていっている業者がいるという事例もあります。このような事例に鑑みまして、そういったことにはやっぱりいち早く対応できるような、まずはこの潟上市も組織づくりみたいなことが必要になってくるのではないかなと私は思うんですが、この辺について再度お伺いしたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

組織づくりが必要ではないかと、現時点では、私としてはその考えはございません。それがもし仮に必要なものとなってきた場合には、今の体制の中でも十分今対応している状況ですし、そして、それが必要になった場合には、当然果断にその組織対応と、組織を変革して対応していくということも考えますが、今の時点ではそこまでは考えてはございません。

いずれに致しましても、そういった風力発電に伴う必ず開発行為にはいい面もあれば、陰の面もあろうかと思えます。そういう面についても、我々としては注目しつつ、我々潟上市民にそういった影響が及ばないように、我々としては今後とも注意深く見守って

いきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） わかりました。是非とも、現在はないというお考えですけれども、必要な場合はやっていただくということでもありますので、そのように、混乱を招かないようにしっかりとやっていただきたいということを申し述べまして、この1番の風力発電に伴う人体の影響については終わらせていただきます。

次の2番目の「社会問題化している教員のいじめの実態について」のことについてですが、1番の教員間のいじめの問題などに該当する実例数はあったのかということに対してですけれども、先ほどご説明ありましたとおり、潟上市においてはないと。いじめの部類にはまずハラスメント行為も含まれると私は思うんですけれども、まず、1、2につきましては、潟上市においてそのような実例はないという答弁でしたので、まず安心しましたが、同時に、今後もまず引き続き、動向にはより一層注視していただいて、児童や生徒さんが安心して学べる環境整備に努めていただければということを申し述べまして、1、2の質問に関しては終わり、3番の方に移らせていただきます。

3番の方で、「加害対象者の処遇についてとは」ということで、まず先ほど教育長の方から迅速で対応していて、情報公開と行政対応もしていくという答弁でありましたので、こちらの方も十分私はわかりましたので、ないものをどうなんだと言っても、これはもう答弁にならないと思いますので、理解しました。

4番の方の「防止策の取り組みについては」というところに移ります。

先ほど未然に防止に努めると、それで、校長先生が先頭に立って、まずパワハラやセクハラがないように連絡を密にしていくという説明であったと思います。まず、透明性のある組織づくり、そして、開かれた学校の組織づくりという説明もありましたので、安心してそのようにしていただければと思うんですけれども、防止策の取り組みの中で1つ気になることが私あるんですけれども、今はやっぱりSNSを使ったいじめが時代の流れとともに当たり前になっておりますことは、教育委員会の皆様ご承知のとおりだと、私は勝手ながらそのように解釈というか、認識しております。このことにつきましては、やはり生徒だけの問題ではなくて、大人でも、神戸のこともあり得ますことから、その辺についての防止策についてどのように取り組んでおりますでしょうか。それとも、お考えになりますでしょうか。その辺についてお答えいただければと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） それでは、お答えを致します。

ただいま4点目の防止策の取り組みについてということで、特にSNS、昨今そういったこともあります。当然神戸の事案も1例の中にSNSを使った、そういった暴言、暴行ということがありましたので、関連してということだと思いますけれども、先ほども申し上げましたとおり、教育委員会としては、各校にそういった様々な対応ということで指導はしておりますけれども、その中で一番大事なのは教職員個々、学校の中で一人ひとりの教職員がそういった自覚を持つということだと思います。何よりもそういった自覚、そして研修ということだと思いますが、その例えばハンドブックを学校におろして、そういったものを活用をして、校長が職員会議であったり、あるいは、週に、今、通常1回職員の打ち合わせというものを行います。そのときに、通常の打ち合わせのほかにミニ研修として一つ一つの事例、非違行為、非行行為を挙げて、交通事故等々も含めてですけれども、そういったことの中にSNSを用いたそういった、SNSというのは悪いわけじゃないですよ。教育活動を通常推進していくために有効なツールである場合はいいんですけれども、そういった教職員間のトラブルにつながるようなこと、そういったこと、どういった事例があるか、そして、そのことをどう防いでいけばいいかということもその研修の中に当然入れて取り組んでおります。ということをお伝えするとともに、繰り返しになりますけれども、潟上の強みというのは、やはりコミュニティ・スクールということがあって、地域の方々に学校に本当に風通しのよい、見守られているということがあって、決して神戸のような閉鎖的なそういったこと、同一ではないということを繰り返しお伝えさせていただきまして、今後も地域の皆様に見守られ、そして、議員の先生方も何かありましたら、小さいことから何でもご遠慮なくお伝えいただくような、そんな風通しのよい関係の中で学校づくりに努めていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） わかりました。今後ともまず注視していただきながら、未然防止に努めていただければと思います。

時間もあれですので、2番の質問については終わらせていただいて、3番の方のグリーンランドまつりの芸能ショーについての方に入らせていただきたいと思いますけれども、この1番の若い世代にも考慮した出演者の選定のお考えは、それから、2番の、

先ほど演歌と J-POP などの隔年ごとの実施の考えはということ、これは関連性がありますので、一括でちょっと質問させていただくんですけども、確かにスケジュールと予算の関係ということは理解はできるんですけども、15年間やっぱり芸能ショーが変わっていないと周りから言われていることは事実でありますし、私はそこに変革しようとする信念や意識も加わってくるのではと思う私は一人であります。確かに若い世代の芸能人となれば、出演料は高いわけでありまして、仮に、少し前に一時代を築かれた往年の芸能人であれば、300万円以内で十分いけるといえますし、例えばになります、財政調整基金を活用して、倍の五、六百万にしたとしたら、かなりの選択肢も可能として出てくるのではと私は感じております。そういったことから、幾らでもやり方次第ではできるのではと思ったわけで、質問をしておるわけでありまして。

それから、展望についての方に移るんですけども、将来的にやはり民間業者とタッグを組むとか、もしくは任せてあるようなとか、男鹿のロックフェスタのようなスタイルにしていくような考えはやっぱりないのでしょうか。その辺についてお聞きしたいと思うんですけども、まず、そこをお答えいただければと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 6番佐藤敏雄議員の再質問にお答え致します。

男鹿のロックフェスティバルみたいな形のイベントといいますか、そういうふうにはできないかということでございますけれども、男鹿のロックフェスティバルにつきましては、民間の皆様方が中心になりまして、実行委員会を立ち上げ、それでイベントを開催しているということをお聞きしております。潟上市としましては、もし、そういう形でイベント等を行うということをお聞きいただければ、行政としてどのような形でサポートできるのかということも検討のうちには入るのではないかと考えております。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） わかりました。その辺については、しっかりとやっていただきたいと思っております。

3番の今後の展望について再度ちょっと質問するんですけども、そうしますと、今置かれている現状で今後もやっていくとすれば、やはり私は未来を感じさせるような夢のあるネーミングにしていくのも一つの案としてたたき台に上げていただきたいと提言させていただきます。といいますのも、やっぱり物事を変えるには何事も形を変えるか、それから中身を変えるかになってくると思っておりますし、ここでいうネーミングの部分

は形の部分になります。そのような観点から、まず、ネーミングを変化させていくようなお考えはあるのかとちょっと確認したいと思うんですけれども、それから、そのネーミングの補足にもなるんですけれども、仮にも隔年で実施すると仮定したとして、その場合、J-POPである年はそれに見合うネーミング、例えばJ-POPでロックならば、渦上ロックフェスタや天王グリーンランドライブとか、そのような感じ。あと、J-POPで、仮にアイドルグループが来たとしたら、渦上アイドルフェスタとか、天王グリーンランドアイドルまつりなど、歌のジャンルに合わせたネーミングが私は理想的だと思っております。したがって、演歌の年の仮に場合ですと、やはり年配の方々もわかりやすく理解していただく上では、そのまま天王グリーンランドまつり芸能ショーというネーミングでも、私は一つの選択肢でよいのかなと思っております。

そこで、時間もあれなので、これらの以上の質問も踏まえて、最後に藤原市長の行政報告の中にあつたと思うんですけれども、「市民にとって真に必要な事業、施策を見極め、厳しい財政状況下にあつても、市民の皆様が渦上市に住んでよかったと幸せを感じられるようなまちづくりを実現するため、職員の想像力と行動力を集結させて取り組んでいく」とありましたことから、是非とも職員の皆様と、そして我々議員とも力を合わせて、施策の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。これについて言おうと思ったんですが、もう時間となりましたので、私このことを申し述べまして、是非とも若者も考慮した天王グリーンランドまつりの芸能ショーにしていきたいと思いますということを強く切に申し述べまして、私の質問を3つ終わらせていただきたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって6番佐藤敏雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は11時10分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） おはようございます。

日本共産党の藤原典男でございます。朝早くから傍聴に駆けつけました市民の皆さん、本当にご苦労様でございます。また、12月議会を準備されました市長を初め、職員の皆

さん、本当にご苦労様でございます。

私は市民生活にかかわる点について、3点について質問したいと思いますので、宜しくお願い致します。1点目は、加齢性難聴と補聴器購入制度について伺います。これは高齢者の加齢性難聴は地域社会の中で孤立した認知症にもつながる、補聴器購入制度の拡大について伺うというものです。それから、2つ目は、水道事業についてなんですけれども、未給水地域での今後の取り組みについて伺います。3つ目は、公共交通の利便性の改善ということで、本市での公共交通の改善、特にマイタウンバスの運行のあり方、これについて伺いますので、宜しくお願い致します。

質問に入る前に、1つだけ、次のページの加齢性難聴と補聴器購入制度の中の下から7行目のところなんですけれども、障害者手帳というところを障害等級表というふうに訂正お願いしたいと思いますので、宜しくお願い致します。障害者手帳を障害等級表ということで訂正してください。宜しく申し上げます。

それでは、質問に入ります。

加齢性難聴と補聴器購入制度について。

80代の方々の9割は補聴器が必要な聴力になっていると言われております。日本では一般に補聴器は高く、片耳だけで3から20万円と高く、年金の少ない高齢者は買うのを諦めたり、ためらったりする方がたくさんいると聞きます。

欧米では、補聴器購入に対する補助制度があり、難聴者の補聴器使用率は、イギリス42.4%、ドイツ34.9%、フランス34.1%、アメリカ30.2%となっております。一部の自治体を除いて、補助制度がない日本は13.5%と半分のようなようです。

日本には障害者総合支援法に基づいて、高度・重度難聴者への補装具支給制度による支給などされてはいますが、その対象者はわずかです。また、対象者であっても自己負担が大きいものがあります。

難聴は人と人とのコミュニケーションを困難にし、生活の質を落とすことになり、地域での社会参加に大きく影響するだけでなく、鬱や認知症の危険な因子にもなると言われております。加齢性難聴からコミュニケーションが減り、会話することが少なくなれば、情報量が減ることから脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

まだまだ働けるのに就労できない場面も出てくると思います。日本での補聴器使用率は欧米諸国と比べ低いものがあります。購入は保険適用がないために、制度を知らない

方、身体障害者手帳を持たない方は全額自己負担となります。

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合には購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割の方は自費で購入しているという実態があります。これについては、特に低所得者の高齢者に対する配慮が求められると思います。

さて、本市での難聴に対する制度ですが、補装具費支給制度がありまして、その内容は「補装具は身体の失われた身体機能を補完し、代替するもので、身体に装着して日常生活や就労に用いるものです。」とあります。

聴力に関しては、身体障害者手帳6級までの方が対象となっているみたいですが、住民税非課税世帯、課税世帯の場合のそれぞれの自己負担はどうなっているのか。重度、軽度の場合や各種補聴器の補助の上限はどうなっているのか。まずは一点、伺いたいと思います。

次に、障害等級表は聴力の場合は14級までありまして、6級以下は7、9、10、11、12、14級と続きます。14級の場合には、第14級2の2、一つの耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったものとあります。

低い音が聞こえなかったりなど個人差があります。補聴器などの処置をしなければ、難聴がさらに悪くなっていくとも言われております。これだと軽度のうちから補聴器購入の制度拡大、充実は必要と思われませんが、当局の見解を伺いたいと思います。

次に、水道事業について伺います。

安全でおいしい水の供給は水道事業の重要な事項で、停電や災害にもしっかり対応していくことが市民生活を守っていく上で必要不可欠な事柄だと思います。宮城県丸森町や千葉県では、豪雨災害で長期間にわたり停電と断水が続きました。復旧にも大変な時間を要すると思います。

今後の本市での水道事業の計画は、継続して行っている昭和・飯田川地域が停電でも自家発電機による水の供給が可能な仮称新中継ポンプ場の工事が行われておりますが、この後は一向浄水場と二田浄水場を統合する新浄水場の計画とこの工事完了後に管路の更新工事も計画されていると伺っております。

そして、今、どのように取り組んでいるのか課題となっております水道の未給水地域である本郷・江川地域への給水問題があります。このことに関しては、私がちょうど1年前にも水道法の改正に対する見解とともに一般質問をしております。

地下水が悪いので早く上水道を通してくださいという訴えは当局としても聞いていると思いますが、1年前の答弁では、「4年前に行った調査によりますと、水道管が設置されれば「すぐ加入する」または「加入を検討している」と答えた方は46.3%」ということであり、その世帯数を聞いたところ、アンケート配布件数は738件で回収率は67.7%のうち、回答された方が464件、加入希望が215件というものでした。

私は215件という数字は大きな世帯数であり、この地域に住む方は何百人もいるということ了指摘し、もう一回アンケートなどをとり、進めるべきと申しました。今回はアンケートを行ったみたいですが、その結果はどうだったのか、それから何がわかったのか伺いたいと思います。

私は地下水に頼っている方が、これは問題がなくよい水だと思っている世帯や地域の方はアンケートをお願いしても、問題ないから回収は難しいと思っております。アンケートが返ってくるのは水質が悪い世帯の方だと思います。地下水が悪くて飲めない、洗濯をしたら色が変わるという地域を特定して工事を進め、地域の要望に応じていくべきではないのかと思います。

当局としても、地下水の悪い場所、地域というのは特定できているとは思いますが、その点はどうでしょうか。どの範囲まで把握できているのか伺いたいと思います。

工事については、一度に全地域を対象に考えるということではなく、まず第一弾として、悪い地域を特定しての計画を持つべきではないでしょうか。見解を伺います。

東湖小学校前の踏切より海側が特に水質が悪いようですが、必要に応じて細かい場所、地域の特定についても、職員が直接足を運んで住民から状況を聞き出してくることも行いながら、地域住民の願いに応えるべきではないでしょうか。今後の取り組みについて伺いたいと思います。

3つ目の質問に入ります。公共交通の利便性の改善について伺いたいと思います。

本市での公共交通の改善、マイタウンバスの運行のあり方について伺います。

本市でのマイタウンバスの運行については、現在、塩口・蒲沼線、江川・二田線、大久保・飯田川線、豊川、野村、大清水線、そして、10月より始まった実証運行中の出戸・追分線と6路線がありますが、最近好評なのは出戸・追分線で、乗降客もほかの路線より多く喜ばれていると聞いております。

運賃も大人100円、子ども50円と安くなり、障がい者は無料で市民からは喜ばれております。

そこで、市民からの要望ですが、市の行事に関連する大きなイベントが行われるのは土曜、日曜日が多いわけですが、マイタウンバスの運休日は日曜・祝日となっており、行きたくともバスが運休では行けないので、大きな行事のあるときは運行していただきたいという声があります。

車があれば行きたいのに行けないという、交通手段を持たない方もたくさんいると思います。市の広報とかで前もってお知らせし、運行できるようにしていただきたい。バスの運行会社に交渉してもらえないかという声がありますので、見解を伺います。

もう一つは、マイタウンバスで目的地に行く際に乗り継ぎをして行かなければならないとき、乗り継ぎ場所まで100円を支払って行き、次のバスに乗って目的地まで行くとしたら、あと100円かかり、合計で200円の支払いになりますが、乗り継いで行ってもすぐ乗るなら100円のままで乗り継ぎできるようにしてもらえないかという要望もありましたのでご紹介しました。

例えば、大久保・飯田川線を使い、飯田川出張所前から出戸・追分線の上狼縁まで行くには、一旦、潟上市役所で下車し、乗りかえなければなりません。乗りかえるためにはあと100円、合計で200円かかるので、乗り継ぎでも最初の100円で乗り継いで行けるようにしてもらいたいということです。

乗り継ぎ時間の工夫や乗車券の工夫をすれば可能と思われそうですが、当局の見解を伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問、1回目の質問を終わりますけれども、ご答弁を宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、12番藤原典男議員の一般質問の1つ目、「加齢性難聴と補聴器購入制度について」お答え致します。

国の補装具費支給事務取扱指針では、補装具の支給目的を、身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する難病患者等で、失われた身体機能を補完し、または代替する用具であり、職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的とし、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的として使用されるものであるとしております。

また、身体障害者福祉法では、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的として、身体上の障がいがある18歳以上の者で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた

方を対象としております。

身体障害者福祉法施行規則で定める障害者手帳の等級は、1級から7級までであります。この中で聴覚障害のみの等級では2級が最も重く、次いで3級、4級、6級になります。

本市が実施している聴覚障害者への施策としましては、障害者で手帳を所持している方には補装具費支給制度による補聴器購入費の助成や、日常生活用具等給付事業では自立生活支援用具として聴覚障害者用屋内信号装置があり、また情報・意思疎通支援用具として聴覚障害者用通信装置及び情報受信装置があります。

また、身体障害者手帳を所持していない方でも、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童生徒に対しては、難聴児補聴器購入費等助成事業があります。

さらに、本市独自の事業として、平成28年度からは、聴覚障害者で人工内耳装用児・者に対し、人工内耳用電池購入費助成事業を実施しております。

ご質問の1点目、「住民税非課税世帯、課税世帯の場合のそれぞれの自己負担はどうなっているか」についてですが、利用者負担額は、補装具費支給制度により原則1割ですが、18歳以上の障がい者では、障がいのある方とその配偶者の課税状況によって判断することから、生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料、市民税課税世帯は1割負担の上限が3万7,200円となっております。また、18歳以下の障がい児は、保護者の課税状況で判断致します。

ご質問の2点目、「補聴器購入の制度の拡大、充実は必要と思われませんが、当局の見解は」についてお答え致します。

本市では、本年3月31日現在、127の方が聴覚障害により障害手帳を有し、そのうち106人が補装具費支給制度により補聴器を購入しております。

医学的には、40代から徐々に聴力は衰え始めるようですが、聞こえ方には個人差が大きく、加齢性難聴は老化による聴力機能の低下であるため、日常生活への支障についても個人差が大きいものと思われまます。

現段階で、加齢性難聴者への補聴器購入助成については考えておりませんが、今後は国や県内市町村の動向等に注意してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） それでは、12番藤原典男議員の一般質問の2つ目、「水道

事業について」お答え致します。

水道事業は、安心・安全な水の供給を図り、市民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として、水道事業を日々行っております。その中で、水道未給水地域である本郷・江川地域の住民の安心・安全な飲料水をどのように確保するかは、課題の一つと考えております。

そこで、水道事業実施の可能性を探るため、アンケートを本年8月に実施しております。アンケートの配布件数は689件で、回答された方が232件、うち水道への加入を希望された方は104件で、45.2%となっております。これは平成26年度に実施したアンケート時の46.3%と似たような結果となっております。

加入希望者の地域については、本郷・江川全域に点在しており、特定の地域からの希望が多いという傾向は見られませんでした。また、水質に不安があると回答した方が118件ございました。しかし、加入希望者が少ないことから、現段階では事業実施は難しいと考えてございます。

また、井戸水の水質については、市では、東湖小学校、江川児童館、曲町集会所でそれぞれ水質試験を実施しております。水道法の水質基準に適合していないところはございません。3施設とも、水道法で定める基準には合致してございます。

次に、「水質の悪い地域に特定しての計画を持つべきではないか」についてお答え致します。

東湖小学校付近は、踏切を横断して整備する計画になることから、部分的な面整備では費用がかかり過ぎること、水道は管網を形成することにより効率がよくなることなどから、整備する場合は計画区域全域での整備を考えており、部分的な整備は考えてございません。

最後に、今後の取り組みについてでございますが、アンケートの中で水質に不安を持っている方がいることから、一例ではございますが、浄水器の設置や井戸の整備費用の一部に補助をしている自治体もあることから、市としても、水道整備以外の方法で住民の不安を解消する手段も検討していかなければならないというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 次に、菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 12番藤原典男議員の一般質問の3つ目、「公共交通の利便性の

改善について」お答え致します。

本市のマイタウンバス事業は、高齢者を初めとする交通弱者の移動手段の確保を目的に、民間バス事業者の廃止した路線の代替措置として、また、交通空白区域の解消を目指し、運行をしております。

今年10月から実証運行を開始した出戸・迫分線については、2カ月間で1,079人の方から利用していただき、順調に推移しております。

ご質問の1点目、「マイタウンバスの日曜・祝日の運行について」お答え致します。

仮に、マイタウンバスを日曜日に、祝日も運行した場合の1年間の運行経費は、現在の運行費よりも約1,000万円増加することが想定されます。現在のマイタウンバス利用者の多くは医療機関への通院となっていることや、費用の面からも日曜日と祝日の運行は現在のところ考えておりません。

ご質問の2点目、「マイタウンバスの乗り継ぎの利便性向上について」お答え致します。

藤原議員ご指摘のとおり、現在のマイタウンバスは目的地によっては運行路線ごとに乗り換えが必要となり、そのたびに100円の運賃が必要となっております。

この乗り継ぎの利便性向上を図るため、平成29年6月に策定した潟上市地域公共交通網形成計画の中で、乗り継ぎ割引制度の導入を施策に掲げ、その実現に向け、現在、バス会社や運輸支局等と協議・検討を進めているところであります。

導入に向けた課題の一つとして、乗り継ぎはマイタウンバスからマイタウンバスだけでなく、秋田中央交通の路線バスや豊川地区に導入しているデマンド型乗り合いタクシーとの乗り継ぎ等、乗り継ぎパターンが多岐にわたり、割引証明書を発行するバス運転手の負担が大きいことが課題となっております。

今後、より簡素で効果的な制度設計に向け、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、再質問ありますか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まず、1つ目の加齢性難聴と補聴器購入制度について伺いますけれども、まず最初に、補助制度の中身について伺いました。

住民税非課税世帯は、まず無料で全額補助ということですね。それから、課税世帯の方は、1割の自己負担で上限が3万7,200円まで補助があるということで、これは市独自の、県や国の制度に上乗せして市が独自につくったものなんですか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまの質問にお答え致します。

助成制度につきましては、国の制度にのっとって市町村で実施しているものでございます。金額につきましても、同額でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 国の制度にのっとってということは、市独自の制度ではないということになりますね。

いずれ、この制度があるということ、やはりこれからの年齢がいった難聴になる方については、やはり広報で制度があるよというふうなことをお伝え願いたいと思っております。そのことについてはよろしいですけれども、私、この問題をなぜ取り上げたのかといいますと、加齢になって難聴になりますと、この1回目の質問に書いてありますが、人と人のコミュニケーションがとれなくなると、やはり社会性が失われていくということですね。そのことによって、認知症に結びつくというふうなことがあるんです。と言われてますね。

ですから、悪くなってから補聴器をつけるということじゃなくて、早いうちに対応すれば認知症へのまず病気というか、それは防げるというふうな見解を持っている医師もおりますので、早い時期に対応するというふうなことが私は必要だと思いますけれども、この加齢性難聴については、認知症に結びついていくというふうな認識があるのかどうなのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

ご指摘のとおり、認知症の危険因子である可能性が指摘されているというふうな研究者もおることから、国におきましては、平成30年度から日本医療研究開発機構の方におきまして、補聴器を用いた聴覚障害者の補整による認知機能低下予防の検証をしているという状況でございますので、市としましては、そういった国の情報等を得ながら、制度のありようについて検討してまいりたいと思っております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 先ほど答弁ありましたけれども、障害者手帳では6級まで補助制度があるということで、それ以下のまず障がいについてはないわけですね。私はそこを拡大していただきたいというふうなのが、私のまず趣旨、2つ目の趣旨なんです。

それで、これは法律的には違いますけれども、障害者等級表というのがありまして、これは労働者災害補償保険法施行規則という中に、これ障害手帳は6級までですけれども、14級までの障害等級が事細かく書いてあります。

それでちょっと紹介しますと、障害手帳に該当しない7級の場合には、両耳の聴力が40センチ以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの、これが一つと、それから一つの耳の聴力を全く失い、ほかの耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの、こういう方にやっぱり早く対応していくというふうなことが必要だと思うんですよ。手帳なければ補助ができないというふうなことじゃなくて、こういうふうな制度がある。

それから、最後の14級のところをちょっとまた紹介致しますと、14級はそこら辺にいるおじいちゃん、おばあちゃんがいっぱいいるというふうな感じがしますが、この等級表の中では、14級では、一つの耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの、これが14級なんですよ。

ですから、障害手帳をもらう前に、この14級の方とか7級、9級、10級とか、そういうふうな方たくさんいると思いますので、新たなに市の制度として、認知症防止のためもありますし、本人の社会性へのいろいろな拡大からの点でも、こういうふうな別の法律なんですけれども、こういうふうなものを参考にしながら、補聴器購入の制度を私は拡大していかなきゃいけないんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ただいま藤原議員がおっしゃられましたように、労働災害補償保険法の施行規則におきましては、確かに障害等級が第1級から第14級までございますけれども、これはあくまでも労働災害上の補償をするための等級でございます。身体障害者の認定をする等級とは違っているということをご理解願いたいと思います。

さらに申し上げますと、この社会保障制度におきましては、優先順位というのがございます。まずはその原因が工作中的の事故なのかどうなのか、それから病気なのかどうなのか、それと交通事故なのかどうなのかというふうなことで、それぞれの障がいの原因がありますけれども、この順位が決まっております。まずはその労働災害が優先されるということになってございますので、ご理解を賜りたいと思います。

そういった意味では、あくまでも市としましては、障害者手帳の保持しているかどうかということでの判断、それとあとは国の制度がどう変わって、この加齢性の難聴者に対する補助制度を設けるのかどうか、その辺のことを判断を見極めまして対応していきたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 加齢性の難聴がやっぱり認知症に結びつくという点では、まず見解は一致していると思いますので、あと法律的には違いますけれども、ただこういうふうな原因は別としまして、こういうふうな等級が14級までありまして、14級の中でも聴力のものがうたってあります。

ですから、こういうふうなものを参考にしながら、今後、市はもうちょっとこの制度を拡大していくべきではないかということ提言致しまして、もし市長が見解ありましたら伺いたいと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） これまでの答弁のとおりでございますが、この先ほど、いわゆるその加齢性難聴と認知症の因果、疑われるということではありますが、科学的にまだ国の方としてもこれは証明段階であろうというふうに捉えております。

このようなことが実際にあるとすれば、今日認知症は大きい社会問題にもなっておりますので、国においても、それから地方自治体においても、こういったものに対して補助制度を拡大していくべきであろうと思いますが、これについては、やはり国の動向や県内各市町村の動向などを注視しながらというよりは、やはり国の研究成果を待つということだと思っております。

目が悪くなって眼鏡をする、眼鏡を早くすればそれよりも度が進むか、進まないかというのは、これは昔は迷信に近いものがあって、実は確定しなかったんですね、なかなか。それで、今おっしゃるとおり、もしこの難聴が始まっていった段階で早期にそういったものを装着していけば認知症の弊害がなくなっていくと、認知症になる確率が低くなっていくというようなことが、我々としてやはり信頼できるデータとして持ち得たときに改めて私は検討するべき事案であろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 高齢者はこれから医療費が75歳以上の方は2割負担だとか、それ

から年金が足りないのがほとんどの世帯だと思いますけれども、そういうことを補助する意味でも、さっき私が言いました障害等級のものもあるんだよということのを参考にしながら、是非今後検討していただきたいということで1つ目終わります。

次、水道事業についてなんですけれども、伺いたいと思いますが、きれいな水を供給していただきたいという声が聞いて十数年近くなりますけれども、その間、いろいろ市の方でも対応してきたみたいなんですけれども、水を、地下水を調査した結果、ちょっと私わからなかったんですけれども、異常がないということみたいなんですけれども、でも、私聞いたところでは、洗濯したら色が変わるというふうなこともあって、飲めばやっぱり変だということもありますので、しかも水の供給への要望はやっぱり以前と前回のものと同じだと思います。パーセントはね、今聞いた限りでは。

やはり一番悪い、悪いというか、ネックになっているのは、鉄道線路を通過して水道管をやらなきゃいけないということが、すごい経費がかかるというのがネックだと思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。幾らぐらいかかって、やはりこれがネックだというふうなことに思っているのか、そこら辺、伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

鉄道を横断する際は、1カ所当たり大体5,000万円ぐらいの工事費が見込まれます。その金額が事業に対して必要になっているかということは、必要になっているというふうなことは言えないんですけれども、ただ、鉄道横断する経費が無駄だということで、また別に浄水場なりをつくるというふうなことの方がかえって、費用の面でかかり過ぎたり、維持管理費が増大するというふうなことに繋がりますので、鉄道を横断すること自体はその事業を進める上でネックになるというふうには考えてございませんが、ただ、小規模のために鉄道を横断して工事をするというのに関しては、その維持管理費なりを考えた場合、それはなかなか財政上を考えた場合は無駄が多過ぎるというふうには考えてございますので、アンケートの中でもその水質に不安を持っている方がいらっしゃいました、それは事実でございます。

そういった方には、水道を整備する以外にも、先ほどもちょっとご紹介しましたが、浄水器の設置の補助なり、井戸のつけ直し、そういうふうなことに補助をしている自治体もございますので、そういうふうな情報を収集しながら、水道を整備する以外の方法で不安を解消してまいりたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今後の水道の計画としまして、二田浄水場と一向浄水場の統合と
いうことがありますけれども、その際にこういう悪い地域をやっていくという第二段の
考え方もありますけれども、その点については、どのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

今、ご紹介のとおり、一向浄水場と二田浄水場を統合して新しく浄水場をつくる計画
を進めてございます。

その計画の中には、その江川地区に対しての手当ても当然見込んでございます。そ
の事業をやるか、やらないかということで、今回またアンケートをとらせていただいた
ものでございます。その結果、まず40何%という方がまず加入意思があるということで
ございました。

この率ですと、なかなか事業には踏み込んでいけないというのも一つの財政的な意味
も考えますと、将来の維持管理、そういうふうな面を考えますと、なかなか難しいもの
があるということもひとつ理解していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今すぐということじゃなくて、二田浄水場とそれから一向浄水場
の統合の際に、また是非アンケートをとりながら、啓蒙活動もしながら、是非取り組ん
でいてもらいたいと思えます。

そして、新しい提案がありましたけれども、浄水器などを買った際に補助をつける制
度も考えるということが言われましたね。そのことについて、ちょっともう少し詳しく
お願いしたいと思いますけれども。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど説明致しました浄水器の設置に対する補助、または井戸のつけ直しに対する補
助というのは、今まだ情報を収集している段階で、一つの手段としてこういうのもいい
のではないかという程度に過ぎませんので、その辺のことについてもご理解願いたいと思
います。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今、答弁ありましたけれども、せっかく浄水器という言葉が出ましたので、是非調査検討して、望む方はやれるような制度を検討していただきたいということで、水道事業については終わります。

それから、3つ目の「公共交通の利便性の改善について」ですけれども、まずマイタウンバスを乗り継ぐ際に、1つの切符で100円で済むようにというふうな、私の、市民からのご要望を私は代弁してお話ししましたがけれども、答弁では検討するというのも答弁でありましたけれども、実現に向けて検討をするというつもりでございましょうか。そこら辺どうでしょう。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

乗り継ぎを100円でまずできるようなことでありますが、一番のこのネックとなっているのが、運転手さんがその利用券といいますか、一旦乗った者に対する割引証明書を発行するための手続きがちょっとなかなか難しいというか、何ていうか、ネックになっております。でありますけれども、今後より簡単にできるようにするために、その乗り継ぎできるように前向きに検討したいと思っておりますので、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 乗り継ぎ料金については、市民からもいろいろなご意見をいただいて、いろんな工夫の仕方もあると思いますので、是非前向きにというふうな話でしたけれども、是非早い時期に実現していただきたいという、私そう思います。

それで、最初に聞きましたけれども、大きなイベントがある日曜とか祝日の際にはバスがないというふうなことなので、その点については、その市主催の大きなイベント時だけに限ったバスの運行というふうなものは、前、1カ月ぐらい前から広報でお知らせして準備すれば、それはできるんじゃないかなと思いますけれども、それへのご答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 千葉企画政策課長。

○企画政策課長（千葉秀樹） ただいまの藤原議員の再質問にお答え致します。

大きな行事があるときだけマイタウンバスを運行してはどうかというご提言でありますが、マイタウンバス事業につきましては、決まった路線で決まった時刻に運行して

いる乗り合いバス事業として運行しております。

その運休日につきましても、国の運輸支局に届け出をし、道路運送法の許可に基づいて行っている事業でございます。

その行事のある日だけを特別に運行するという事は、まず乗り合い事業ではできないということがまず1点ございます。仮に、そういった行事のある日だけを運行することになれば、マイタウンバス事業ではなくて、例えば貸し切りバスを借りるだとか、そういうふうなことで対応していかなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 事業のやり方が違うということで難しいという答弁ですね。

貸し切りバス事業であればできるかもしれないという答弁みたいなんですけれども、是非その方向を検討していただきたいというご提言を申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって12番藤原典男議員の質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開は午後1時30分です。

午前11時56分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

11番伊藤正吉議員の発言を許します。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 私からは、通告に従い、3つについて質問したいと思いますので、宜しくお願い致します。

まず、1つ目ですけれども、「飯塚地区の小玉家住宅を市重要建造物文化財の指定について」であります。

潟上市は、これといった観光資源がない中、私の地元の飯塚地区にある平成20年2月に国指定重要建造物に指定された小玉醸造株式会社の創業者の社長宅を初め、小玉家一族の住まいが約500mにわたり連なり、その趣も大正から戦前にかけて建てられた大きな家屋や庭園、石垣、それに加え、その中心には小玉醸造株式会社のみそ・しょうゆ倉庫群、酒蔵、重厚な赤れんがの建物や塀があります。その存在そのものが地域住民の誇りであり、地域の貴重な財産であります。こういった地域は県内でも類を見ないものと

思います。潟上市にとっても市の観光資源になり得るものと思います。

しかし、そのほとんどの住宅は管理をされておりますが、お盆やお正月等以外は空き家状態、または高齢者世帯であります。また、これらの建造物のほとんどが老朽化し傷みが進んでおります。このままだと貴重な財産がどうなるのか、とても心配です。

そこで、この地域の財産で文化財としての価値ある宝を市として活用できないものかと思うものであります。

現在、潟上市文化財には、国指定4点、県指定2点、市指定、有形、無形合わせて41件あると思います。この重要建造物文化財にするためには保存計画や活用計画が必要となります。

今の時期を逃すと、貴重な財産が失われる建造物もあるかもしれません。また、中には、建物と一体となり、すばらしい大きな庭園もあり、その中には東屋や茶室も備えており、四季折々の眺めは一見の価値があります。これら一連の旧家の住宅と庭園を外から見るだけでも、観光資源としての価値は十分であります。

まずは、市の重要建造物文化財として指定して、将来的には横手市増田町の商家群の国指定重要建造物群地区のように指定を受けられるようになれば、さらに市の観光の拠点として県内外から観光客も期待できるものと確信します。

さきの秋田魁新報に、北都銀行が中心となり、市の観光まちづくり協議会とともに、このエリアで体験型観光事業を展開する計画を検討しているとありましたが、その情報と内容について、市として知り得る範囲内でご答弁願います。

最後に、これらの事業を進めるには所有者の理解が一番大事であります。どうぞ所有者にご理解をいただきまして、飯塚の小玉家の一連の地区を市重要建造物文化財としての認定と活用について、市当局としての考えをお伺いします。

次に、「市職員の再任用制度について」お伺いします。

国において、平成25年度に60歳定年退職となる職員から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられたことに伴い、60歳で定年退職する職員等について無収入期間が発生しないように、雇用と年金の接続が図られる必要となりました。平成30年度には支給開始年齢が63歳となりました。支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する者については再任用するものとなっております。

この制度は退職年齢と年金受給のギャップを補完するものであり、国が法律で定めた公務員の一つの既得権でもあります。また、定年を迎えた方々の長年の経験、知恵や能

力を有効に発揮できるようにするという再任用制度の趣旨でもあります。

この後、会計年度再任用職員制度の導入により、公務員法及び自治法の一部改正で給与や手当の改正が行われます。また、包括的業務委託等の民間委託を予定しております。再任用者についても、この機会に再任用の行い得る職務を見直し、能力、知見を最大限に活用される仕組みをつくる必要があると思います。

そこで、次の点について質問致します。

- 1、任用者の意向把握はどのようにしているのか。
- 2、任用の方法、任期、更新について。
- 3、勤務形態、フルタイム、パート、給料水準、給料、諸手当について。
- 4、医療保険及び年金保険の加入について。
- 5、配置ポストについて。
- 6、他団体に派遣するケースについて。
- 7、再任者のあり方や役割について。
- 8、元上司や先輩を部下として扱う職員の心理的状況を考慮しなければならないが、その点についての考えは。

9、地域住民の感情についてはどのように思いますか。

10、現在の市職員の再任用に関する条例がありますが、変更せずに対応できるのか。
最後に、再任用制度の現状についての市長の考えをお伺いします。

3つ目は、「飯田川保健福祉センターの風呂再開について」であります。

私は2年前、その後、同僚議員も飯田川保健福祉センターの風呂について質問しておりますが、いまだに結論が出ておりません。

飯田川保健福祉センターは、住民の健康増進や高齢者を含めた市民の憩いの場として、風呂事業を初めとする福祉施設として開設され、これまでたくさんの人に利用され住民の福祉向上に寄与されてきております。今後ますます高齢者が増加するのに伴い、ひとり暮らしや高齢者世帯は増加の一途をたどっていきます。それに伴い、風呂を利用する人の増加も望めます。飯田川地区唯一の公共の風呂を是非再開していただきたいと思っております。

以前、当局の考えとして、八郎潟ハイツの跡地利用に関して、現在のトレイクかたがみを建設する際にも風呂をどうするのかという問題になり、保健センターの風呂を継続するか、トレイクかたがみに風呂を設置するのかという中で、トレイクにはシャワー室

を設けたいきさつがあります。その結果、当然、飯田川保健福祉センターの風呂がそのまま継続と思っていたところ、風呂の故障等によりいまだに再開の目処も立っておりません。飯田川地区住民、とりわけ高齢者の切なる願いであります。

また、このところ、大きな災害が全国的に頻繁に起きております。避難場所としての公共の風呂があれば、大いに助かると思います。どうぞ再開を目指して風呂の全面的な修理、修繕をし、風呂の再開について前向きな答弁をお願いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 11番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目「飯塚地区の小玉家住宅を市重要建造物文化財指定について」お答え致します。

初めに、観光まちづくり協議会の情報と内容についてお答え致します。

潟上市観光まちづくり協議会は、株式会社北都銀行が中心となり平成31年3月に設立しております。協議会のメンバーは潟上市観光協会、小玉醸造株式会社、むつみ造園土木株式会社、株式会社北都銀行で構成され、事務局には北都銀行がなっており、市はオブザーバーとして参加しております。協議会の目的は、市の歴史的資源及び地域資源を活用した観光振興と交流人口の拡大を図ることを目的としております。現在の取り組みとしては、国の農山漁村振興交付金事業の農泊推進対策事業の認定を受け、国の指定重要文化財小玉家住宅及び周辺住宅をリノベーションし、宿泊観光施設として農泊ビジネスによる地域活性化を目標にして活動しております。

ご質問にあります体験型観光事業の概要でございますが、先ほど申し上げました農泊ビジネスによる地域活性化を図っていくために必要な地域資源の掘り起こしをするため、セミナーやワークショップを市内の観光3施設、天王グリーンランド、ブルーメッセあきた、ブルーホールを会場に意見交換会を行っております。また、首都圏の方を対象に体験型モニターツアーを開催し、16名の方が潟上市を訪れ地域の魅力に触れております。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 次に、「飯塚の小玉家の一連の地区を市重要建造物文化財としての認定と活用について」お答え致します。

議員がお話しされた横手市増田は、在郷町として重要伝統的建造物群保存地区に選定されております。伝統的建造物群保存地区の制度は、保存を通して、地区の生活やなりわいに新たな息吹を呼び込もうとする住民の意欲と地元自治体の取り組みを国が後押し

するために設けられたものでございます。周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、特に価値が高いものを重要伝統的建造物群保存地区として国が選定し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落、町並みとして保存しております。

この制度は、一建造物という点ではなく、周辺環境も含めた面で保存し、町並みの規模や種別も要件となり、建築物や工作物とともに、これと景観上密接な関係がある樹木、水路、石垣などを環境物件として特定し、これらを含む歴史的なまとまりを持つ地区を保存地区とするものです。

以上のことから、仮にこの制度を活用した取り組みを進める場合、国の重要文化財として指定されている小玉家住宅だけではなく、保存地区内全ての住民及び所有者の建築物、環境物件に適用することが条件になります。

市と致しましては、こうした国の制度や観光まちづくり協議会の取り組みの進捗状況を踏まえ、周辺にお住まいの方々の意向や機運の高まりを受けて、まずは可能な支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 11番伊藤正吉議員の一般質問の2つ目「市職員の再任用制度について」お答え致します。

市職員の再任用については、国家公務員に倣い全国の各自治体で制度の導入が進み、平成28年度から制度を導入しております。これまでの再任用職員は、平成28年3月定年退職者11人のうち6人、29年3月定年退職者4人のうち2人、30年3月定年退職者6人のうち4人、31年3月定年退職者9人のうち7人となっており、今年度任用中の職員は10人となっております。

ご質問の1点目、任用者の意向調査については、潟上市職員再任用に関する事務取扱要綱第8条に基づき、再任用職員及び定年退職予定者を対象に毎年実施しております。

ご質問の2点目、任用の方法、任期、更新についてであります。再任用希望職員の中から、①公務員としての勤務実績、②知識経験、技能等の保持状況、③健康状態、④勤労意欲、職に対する適性等、⑤常勤職員の配置状況等、⑥その他参考となる事項を総合的に勘案して選考し、配置予定先所属長等と協議の上、勤務時間の割り振り等を決定しております。任期は1年間で、事務取扱要綱第3条の再任用期間の定めにより、勤務

実績が良好であると認めるときは、職員が公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、更新することができ、平成28年3月、平成29年3月定年退職者は2年間、平成30年3月、平成31年3月定年退職者は3年間となります。

ご質問の3点目、勤務形態と給与水準については、本市における再任用職員の勤務形態は短時間再任用職員となっており、任用している者の多くが週4日（週31時間）の勤務となっております。給料については行一給料表、また、行二給料表にて定められており、短時間勤務となっておりますので、給料月額に1週間当たりの勤務時間を乗じ、38.75で除したものが支給される給料月額となります。また、諸手当についてであります。通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当が支給されております。

ご質問の4点目、医療保険及び年金保険の加入については、短時間勤務でありますので社会保険への加入となります。

ご質問の5点目の配置ポストについては、各職員の職務経験等を生かして施設長や事務職、また、保育士、幼稚園教諭はアドバイザー、現業職はこれまでの校務員や運転手として任用しています。

ご質問の6点目の他団体への派遣については、現在までの実績はありません。

ご質問の7点目の再任用のあり方や役割については、伊藤議員の質問でも触れられておりますが、職員がこれまで培ってきた多様な専門的知識や経験を活用し、それぞれの配属先のポストで職責を果たすものと考えております。また、限りある人員で最大の効果を上げるための市職員の一人として考えております。

ご質問の8点目の元上司や先輩を部下として扱う職員の心理的状況の考慮については、これまでは施設長や専門員、アドバイザーとして指導的な立場での任用としておりましたが、今後は行政サービスが多様化、複雑化する中で事務量が増加していくこと、会計年度任用職員制度導入により人件費が膨らむことから、一般事務員として任用を予定しております。再任用者が退職前と上下関係が逆転する場合がありますが、意識を切りかえて、みずから期待される役割をしっかりと果たすものと考えております。

ご質問の9点目の地域住民の感情については、公務員に対する市民の目は厳しいものがあります。再任用職員についても、潟上市の一職員として一般職員と同様であることを認識し、潟上市の未来のため、市民の幸せのために、これまで培った知識と経験を生かして自身の役割をしっかりと努めることで、市民から納得いただけるものと考えております。

最後のご質問の現在の市職員の再任用に関する条例を変更せずに対応できるかについてでございますが、常勤職員が再任用される場合の任用の方法、任期、更新、勤務形態について変更する部分がありませんので、市職員の再任用に関する条例を変更する予定はありません。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、11番伊藤正吉議員の一般質問の3つ目「飯田川保健福祉センターの風呂再開について」お答え致します。

ご質問にありますように、飯田川保健福祉センターはこれまで多くの市民の方々の健康と福祉の向上に寄与してきた健康福祉施設でございますが、現在は風呂事業の休業により、飯田川児童クラブと若竹児童センターが主に施設を使用しております。

風呂事業が平成29年3月に休業した後、市バスを利用し浴場を利用されていた人については、代替場所として昭和のプラザの湯へ運行も行いましたが、利用者が数名であったため、現在は運行を取りやめています。

また、高齢者の方々の語らいの場として利用していただくために、管理人を配置し和室を開放してまいりましたが、利用者がいなかったため、平成31年3月末をもって取りやめております。

風呂の再開を望む市民の声もあるとのことですが、再開に当たっては利用者を増加するための方策と児童クラブ、児童センターとの施設内のすみ分けをすることも必要となり、また、多額な改修費用がかかることとなります。

本定例会において潟上市公共施設等総合管理計画個別施設計画が示されたこともあり、今後、風呂事業につきましては計画に基づきながら、また、皆様のご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員、再質問ありますか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） まず1つ目の飯塚地区の小玉家住宅の重要文化財の指定についてでございますけれども、小玉家の関連の住宅は現在7、8軒ほどありますけれども、どの住宅も老朽化で傷みが進んでおり、また、住んでいる方もひとり暮らしや高齢化しており、また、住んでいない住居も今後どのような管理をするのかわかりませんが、いずれにしても、文化財としての価値が十分あると思います。何とか残せないものかなと思っておりますけれども、建物も今がぎりぎりのところかなと思っております。この

貴重な財産を残すために、是非とも重要建造物として指定して後世に残して、市の財産として活用いただきたいなと思います。

また、文化財にすることによって、地域社会の文化向上や交流人口の増加等により地域の顔となり、活性化も図れるかと思えます。確かに保存地区にすれば、そこに住んでいる一帯の周辺の住宅もいろいろ関連してきますけれども、ただ、個々の住居を重要文化財に残すことはできないものかなと思えますけれども、最終的となれば、全体の保存地区としては一番望ましいことだと思いますけれども、そこら辺、ちょっとご答弁願いたいと思います。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） ただいまの伊藤議員のご質問にお答え致します。

小玉家住宅、例えば、個々の住宅を残すことはできないのかというご質問でございますが、個々ということは今現在、考えてはおりません。先ほどもご説明しましたとおり、伝統的建造物群として指定するには、保存地区全ての住居、所有者の建築物に適用されるということになりますので、議員おっしゃるように、所有者のご理解が一番大事ではございますが、小玉家のほかにその地域にお住まいの方々のご意向も確認しなくてはならないと思います。

また、今、観光まちづくり協議会の方が地域活性化を目標とした取り組みを始めたところでもございますので、このタイミングで、例えば、文化財指定ということで動き出すことにつきましては、そちらの取り組みにもある程度影響するのではないかなということも考えられます。

こうしたことから、文化財指定には様々な課題があることも事実でございますので、まずは、先ほどもご説明申し上げましたとおり、今できる可能な支援をしてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 最初の質問にもありましたように、こういった一連の、何というか、住宅も私はかなりの文化財としての価値は十分あると思います。そして、周辺の理解も得なければならないと言っておりますので、そういった方々も含めて、やはり重要文化財的な保存地区を目指していただきたいなと私は思います。今現在、北都銀行が中心となってやられている、その事業についても、私、これは市も関わっていることなの

で、目指すとすれば、別に、この方々と一緒になって進めていけるものではないかと思
いますけれども、そこら辺をもう一度、ご答弁願います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 伊藤正吉議員の再質問にお答え致します。

この協議会につきましては、市の立場としましては、先ほど申し上げましたとおり、
オブザーバーという形で携わらせていただいております。協議会のほかにも事業を進め
る体制としましては、事業計画のサポートやプロモーション支援といった連携団体とし
て、企業の名前を出して大変失礼なんですけれども、北限亭さんとか、J R 東日本株式
会社、天王グリーンランド株式会社、昭和総合開発株式会社、加賀谷果樹園などがそう
いうふうな事業サポートの事業者ということになって、その実施体制となっているとい
うふうなことでございます。宿泊分野につきましても、丹波篠山市での古民家の再生事
業を手がけている一般社団法人のノオトさんという会社がございしますが、そこからの古
民家再生事業のノウハウを支援していただいているという体制になってございます。

それらにつきましては、今後、これから、事業が進行していくということになってお
りますので、まず、市と致しましては、多分この後、また、協議会の総会とかがある際
に、こういうふうな事業をやっているということでご報告を受けるということになって
おることを聞いておりますので、それらの会議の結果を心待ちにしているところでござ
いますので、どうかご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 私は小玉醸造株式会社の倉庫とか、建物自体においてもかなり文
化財的なものと思われま。また、小玉家住宅の関連の住居についても、このままいく
と、もう朽ちてしまえば、せっかくの観光資源となり得るべき資源がなくなってしまう
と、私は非常に、何というか、残念な気持ちですけれども、私もこれらの住宅の持ち主
はほとんど面識もありますので、協力できるところは協力致しますので、是非ともまず
は調査だけでも進めていただきたいなと思っておりますけれども、そこら辺、調査もしないで、
あとこのまま文化財としての価値はないということで、これはもう諦めるということ
なんでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 伊藤議員のご質問にお答え致します。

伊藤議員おっしゃるとおり、小玉家一帯は本当に文化財的な価値があると言われます

と、本当にまさに私もそうは思いますが、やはりなかなかそう簡単に文化財ということで物事を進めるということはちょっと難しいこともございますので、この後、文化財保護審議会の方にも、伊藤議員の方からこのようなご意見、ご提言があったということをお伝えしまして、保護審議委員の皆様のご意見等もいただいて対応してまいりたいと思いますので、ご理解をお願い致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） まず一度、この一連の住宅を、小玉醸造の協力を得ながら、一回ご覧になっていただければなと思います。そうすれば、一回、皆さん、協議会でもいいし、市の当局でもよろしいですけれども、一度各住居をそれぞれ回ってみて、どのくらいの価値があるかどうか調べてみていただければ大変ありがたいなと思いますけれども、そのことについて、市長からも何か、もしこの文化財についてご答弁あればお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問に答弁申し上げます。

小玉家住宅は、個人的にはどうかと言われれば、私は数度足を運んで全体を拝見したこともあり、さすがに国指定の文化財ということで立派なものでありました。ほかのところ全てを回ったわけではありませんが、先ほど教育部長が答弁したとおり、仮に1軒1軒を文化財に指定する場合、これは公的なものではなくて私的なものですので、まずは所有者からの申請があって、教育委員会の方にある潟上市文化財保護審議会に諮問します、教育委員会の方から。その結果、保護審議会で認められた場合には市指定の文化財ということになるわけでございまして、まずは、順番としては、どちらから働きかけるといえるかはあってもいいかもしれませんが、そういうような手続が必要だということ、まずご理解いただければと思います。

実際に、伊藤正吉議員が何度もおっしゃるとおり、あの小玉醸造、小玉家を中心としたところはなかなかすぐれた町並みだなといつも拝見してございます。名がゆえに、これは民間の方の力であそこを活性化するにはどういう手法があるかということで、北都銀行さんの方を中心にして、今、様々な調査をし、そして、東京の方を招いてモニタリングも行いという、つまり可能性があるかということの調査をしているところであります。そこには、まず民間の方々が主導しているものですから、我々としてはオブザーバーという形で参画させていただいておりますので、どのような可能性があるかと。先

ほど、産業建設部長もその結果を楽しみにしていると言いましたが、私も楽しみにしている一人でありまして、そういったものを拝見しながら、あそこあたりの観光振興を図れるかどうかということを見定めてまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 今、市長からご答弁いただきましたけれども、大体わかりましたけれども。あと、これはあれですか、ちょっと確認ですけれども、例えばこういった重要文化財にするためには、たしか都市計画の中にも決定しておく必要があると思いますけれども、そこら辺はどんなものでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 答弁申し上げます。

本来的には教育委員会の方から答弁するべきかもしれませんが、私が知り得る知見の中で、とりあえず。きちんところちの方で調査させていただきますが、文化財指定の場合の都市計画の中の位置づけというのは要件の中には入っていないと、私の方では承知しておりますが、今後、そういうご指摘もありましたので、きちんと調べたいと思います。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 1番の質問についてはわかりましたので、以上で。

次に、再任用制度についてご質問致したいと思います。

まず、1番の意向の把握についてはわかりました。

2番についてもわかりました。

3番と4番についてもわかりました。これらの点については人事に関する事なので、私からどうのこうの言える立場でもないのですが、よろしいんですけれども。

まず、これまでの経験を生かした部署に配置しているということで、これからは一般の事務にもつかせるということでございますけれども、まず、5番目の配置ポストについては、現在、施設長とか、アドバイザーとかに配置するということでしたけれども、再任者のあり方や役割については、先ほど申したとおり、知見とか、そういった職責が十分生かされるような役割ということを言われました。

それで、次の8番目のところですが、元上司や先輩を部下として扱う職員の心理的状況を考慮しなければならないというのは、実は、接し方にお互いに気を使っているのではないかと思われまして、職員の中でも不満があるのも事実でございます。再任

者には、例えば物が言えないとか、仕事をお願いできないとか、もっと仕事をしてほしいという方もいらっしゃると思います。

また、地域住民の感情についてはどのように思いますかといっても、市民の声がいろいろ聞こえてきまして、何の仕事をしているのかわからない、仕事をしているようには見えないなど、不満がいろいろ聞こえてきます。評判が余りよくないように思います。中には一生懸命やっている方も私は見ておりますので、そういう方ももちろんおります。せつかく能力や知見があるのに活かされていないような感じが致します。例えばですけども、私の知っている例でありますけれども、企業の場合は、退職した方がおりました、退職した後、例えば別の部署に配置されたりして、かつての部下に使われて、それが嫌になって、3カ月ぐらいでおもしろくなくて辞めたという方がおります。このように、民間は厳しいです。やっぱり公務員は保障されているので、仕事をしなくても給料がもらえるという甘えもあるかもしれません。

例えばですけども、私はこの後、一般職にもつかれるということですので、目に見えるように窓口において、例えば市民の相談窓口というところで何でも相談という形で、そこでこれまでの経験を活かして、再任用職員がそういった形で利用されるのもよろしいのかなと思っているところでございます。まず、これまで私が言ったことについて、答弁がございましたらお願いします。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど総務部長からも説明ありましたけれども、再任用職員につきましては、今後、一般事務員として任用するんだということ、そして、これは上下関係が逆転する場合もあるかもしれませんけれども、そここのところは意識をどうぞ切り替えて頑張ってもらいたい、そういうことを我々も期待しているところでございます。

そして、そのような誤解があるとすれば、それは申しわけない話でございますけれども、職員につきましては一職員として、一般職員同様、潟上の未来のため、市民の幸せのためにこれまでの経験、知識を生かして、役割をしっかりと努めて、市民の皆様から納得いただけるように働いていきたいということ、これは今までと全く変わりません。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） それから、10番目の市職員の再任用に関する条例についてでござ

いますけれども、これちょっと条例を見ますと、定年退職に準ずる者ということで、条件と、あと任期の更新というだけが主な条例になっておりますけれども、運用面については具体的なところが何も書かれていないので、そこら辺の整備も必要かと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどから申し上げますとおり、一般職同様に働いていただくということでございますので、準用するというので、改正の必要はないと考えております。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） わかりました。

最後にですけれども、このたび経費の削減策として、包括的業務の委託ということで民間委託や、また、非常勤の特別職の報酬及び費用弁償の条例の一部改正により、例えばですけれども、自治会長等がこれまでの月額から日払い、出席したのみに謝礼など、ほかにもいろんな場面場面で市民に痛みを与えておりますけれども、公務員もやはりみずから襟を正して仕事をしなければならない、それは当然だと思っておりますけれども、再任用職員制度についても、いま一度最大限に能力を発揮できる仕組みづくりが必要と思われまますけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 11番の伊藤正吉議員に聞きますけれども、今、何番について質問しているんですか。再質問だから、答弁に対しての質問なので、その辺のところ、何番についてですか。

○11番（伊藤正吉） 先ほど言ったと思っておりますけれども、関連質問で……

○議長（西村 武） 関連質問ではだめですので、やはり答弁に対しての質問なので、その辺のところ、ひとつ考えてください。

11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） そうすれば、先ほどの10番の条例のどこでもいいですけれども、先ほど答弁で言ったように、一般職に準じて行っているということでもありますけれども、やはり一般市民の不満の中には、そういった面も多々あると思います。思いますという、そういったことも伺っております。いろんな意味で、民間にはいろいろ厳しいところも、さっき言ったように、削減策とか、いろいろやられておりますけれども、やはりそこはそういった、こういった任用制度についても、最初に私が質問を言ったように、それら

の職員について、これから一般職につかせると言っておりますけれども、だから、最大限にそれが発揮できるような仕組みを是非ともつくっていただきたいと思ひまして、今、質問したわけですけれども、これも関連ではないと思ひますけれども、どうでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどから私が何度も申し上げておりますけれども、再任用職員も一職員でございます。そして、これまで培った知識、経験を生かして自身の役割をしっかりと努めることで、市民から納得いただけるように努めてまいるといふことでございますので、宜しくお願ひ致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 今、副市長からいろいろ答弁いただきましたので、まだ、いろいろお話ししたいことはありますが、この辺で。わかりました。

それでは、次に、風呂の再開についてですけれども、これについては、先ほど、経費等があり、この後の施設の計画等にもよりなかなか厳しいと言われました。はっきりやらないといふことは言っていなかったようにお伺ひしましたので。今はできないと思ひますけれども、いずれまた再開できることを期待しておりますので、まずは、あそこはそのまま残していただきたいと思ひますけれども、そこら辺、答弁お願ひします。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思ひますが、当初の答弁におきまして、本定例会において潟上市公共施設等総合管理計画個別施設計画が示されておきまして、議員各位におかれましては多分ご覧になっていると思ひますけれども、そこには飯田川保健福祉センターの入浴事業については廃止というふうに明示されておきしますので、この後、理解を得ながら進めてまいりたいといふことでございますので、宜しくお願ひ致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 将来的には廃止といふことで、わかりました。

それで、すぐにはあれでしょうけれども、いずれはあそこの風呂が必要になる時期も、何十年後先になるかどうかわからないけれども、もしできないとすれば、あそこの施設とあそこの風呂の部分だけは、まずはそのまま残しておいていただけないものでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

将来を見越して、現在廃止している風呂の設備等について残してもらいたいということでございますけれども、伊藤議員ご承知のとおり、ただいま、現在、あそこは若竹児童センターという形でも利用しておりますし、飯田川児童クラブということでも利用されておまして、30年度の実績でいきますと9,400人ほどの方々が利用されている施設でございます。そういった意味で、もし入浴施設をあのままに残すということでもございまして、子どもさんが多く利用している施設ではありますので、当分の間とは言わずに、できるだけ早目に、もし危険があれば大変でございますので、そういった意味では適正な管理をしていくということを進めようと考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 適正な管理ということはどういう管理か、よくわからないんですけども、いずれ、今は児童クラブとか、いろんな子どもに対して使っております。それは確かでございます。それについても、この後、児童が減っていくかもしれないです。やっぱりあそこを最初建てたのは福祉増進のために、住民のために建てた目的。最初に、前に、くららも同じように、あそこは観光施設も兼ねておりますけれども、そういった目的で最初、当時の先人が建てたものであります。そういったものに、今現在、もう風呂を利用する人も少なくなって、あとこのままでは廃止するという計画ですけれども、やはりそういった思いと、またこの後、このとおり高齢化率が年々増して、ひとり暮らし、高齢者世帯、そうすれば、風呂に家で入るよりも、ああいった公共施設を利用して、毎日風呂を開けておくことはないんですけども、曜日を決めたりして、そういった面、また、災害等を考えても公共のああいった風呂が必要になると私は考えられます。ですから、この後、どういう管理をして、はっきり明言しなかったんですけども、それはもうあの風呂を潰してしまうのか。そうしたら、あそこの大広間とあそこを子どもたちが入れないようにするとか、一時的に。何らかの形で、いずれそういった必要になるときが来たら、いつでも再開できるような形で残していただければなと再度お願いします。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいま伊藤議員がおっしゃられたように、

平成10年当時だと思いますけれども、旧飯田川町に2つあった浴場を廃止してまで、あそこに高齢者の福祉増進ということでお風呂をつくったということの経緯は聞いておりますし、当時としてはベターな選択であったというふうに理解してございますけれども、あのように施設が老朽化してまいりまして、現状のままでは危険が生じるということでございますけれども、詳細に申し上げますと、地下タンクもあそこにはあるわけですが、かなり老朽化していて、残存している重油、灯油等が漏れるおそれもあるということで、できれば、そういった地下タンクについては、すぐに灯油を抜いて埋め戻したいということもありますし、それから、配管等についても腐食しておりますので、配管が腐食することによって他の部分にも影響がいきますので、そういった意味では撤去するものは撤去したいということで考えております。

また、あと将来的なところでございますけれども、やはり健康増進の観点からいきますと、ご承知のとおり、今現在は各家庭におきましても入浴施設はあるわけでございますので、交流と親睦を深めるために、平成29年11月に全員協議会で説明しておりますけれども、6,000万なりのお金をかける。それから、当時ですと1日平均20人前後の人しか来ないということでもありますし、当時の常連客から聞きますと、あそこにサウナがあったからこそ行ったというふうなことでも聞いておりますけれども、そういった諸々を総合的に判断致しますと、どうしてもここ数年で風呂を再開するということはまず考えられない状況かなというふうに思います。ですので、まずは、今現在、多くの子どもさんたちが使っている施設でありますので、それがまず安全安心に使えるような施設として、きちっと維持管理していくということをお大前提にしていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいまの部長の答弁でわかりましたけれども、地下タンク等とか、配管については、危険であれば、それはやむを得ないと思っておりますけれども、地下タンクは重油とか、それでやっていたんですけれども、今後、それにかわる代替エネルギーというか、別の形でやれると思っておりますので、それはそれでやむを得ないと思っておりますけれども、まずはあそこを残していただければと思っておりますけれども。さっき、答弁いただいたのでわかりましたけれども、私からの要望ですので、宜しく申し上げます。

以上で、これで一般質問を終わります。

○議長（西村 武） これをもって11番伊藤正吉議員の質問を終わります。

じゃ、休憩します。14時40分から再開します。

午後 2時28分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番大谷貞廣議員の発言を許します。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 皆さん、今日の最後の一般質問です。お疲れのところ、しばしの間ご清聴いただければ幸いです。

それでは、通告に従いまして2項目6点の質問をさせていただきます。

一つ、地域活性化への関わりについて。

潟上市も合併15年となりました。社会は少子高齢、人口減少にあり、さらに首都圏一極集中の現状にあります。本県の人口動態の分析指標次世代再生力（地域の子どもの生まれやすさを示す）、親世代定着指数（子どもが親世代になったときの定着状況を測る）が総務省人口推計・5歳階級別データによれば、2017年時点で次世代再生力が全国で43位、親世代定着指数47位、両指数が全国40位以下は本県のみと公表されております。潟上市は県内2位、人口減少ペースが緩やかになった。これは4月30日から10月31日のデータ、人口世帯数で判断できます。

しかし、大都市、地方を問わず人口減少による人手不足が深刻、人材確保を特定技能や経済連携協定に基づく労働者として外国人労働者を雇い入れ始めております。

そこで、潟上市の外国人労働者の受け入れ状況を伺います。国籍別雇用人数と職種、日本語教育の体制についてです。

次に、潟上市が全県・全国へ発信できるブランド産品とは何か。

そのための体制は。

次にちょっと外れているんですけども、稲わらバイオ設備のその後は。

以上3点を宜しくお願いします。

次に、第2次潟上市都市計画素案について。

出戸地区の整備方針が示されました。これは過日、新町に来てもご説明いただきました。その場に私も聞いておりました。

出戸浜海水浴場の環境整備とは。

JR出戸浜駅の地域住民の日常生活を支える生活サービス機能の維持・充実を図ると

は。

交通体系として主要生活道路や通学路の整備改善を推進するとあります。

以上です。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 16番大谷貞廣議員の一般質問の1つ目「地域活性化への関わりについて」お答え致します。

ご質問の1点目「潟上市の外国人労働者の受け入れ状況」についてお答え致します。

はじめに、国籍別雇用人数と職種についてでございますが、市内企業におきましては、市の誘致企業でありますフレッシュダイナー秋田工場においては、ベトナムから9名を技能実習生として受け入れたとの報告をいただいております。

なお、一般の企業においては、市に対し、外国人労働者の届出や報告をする義務はないため、正確な外国人労働者の把握には現在至っておりません。

また、日本語教育の体制につきましては、天王公民館事業として市内に在住、勤務する外国人の方を対象として日本語教室を実施しております。近年、就労により来日する外国人の方が増えており、この教室では日本語の習得と秋田の生活習慣を学ぶほか、外国人の方々との情報交換や生活上の悩みを伝える相談の場として活用されております。

日本語教室は月2から3回実施し、現在受講者は約30名、講師2名とボランティアが対応しております。市に居住する外国人の方が言葉の壁などにより孤立しないよう、今後も引き続き実施してまいります。

次に、ご質問の2点目「潟上市が全県・全国へ発信できるブランド製品とは何か、そのための体制は」についてお答え致します。

まず、ブランドとは、製品自体が価値を持ち、その価値を利用者に評価され、その価値が継続することにより、生産者と利用者との信頼関係が築かれることをいいます。

これまでも、工芸品や農林水産物といった本市製品のブランド化について、関係機関と連携を図りながらPR活動、6次産業化との構築など推進しておりますが、現状は厳しいものと捉えております。

その理由の一つとして作り手、担い手の確保・育成が挙げられます。少子高齢化時代であるように、後継者対策は大変大きな問題ではありますが、まずは作り手、担い手などの環境を整えながら、良質で魅力のある製品を作っていただけるようサポートしてまいります。そして、この継続こそが、地域の特産品の確立につながり、ブランド化につ

なると考えております。

既にブランドとして県内外に広く知られている小玉醸造の酒・味噌・醤油類等もありますが、農林水産物関係につきましては、潟上産のふぐを「北限のふぐ」と称してタグを付けてブランド化を推奨しております。また、和梨、菊類、ねぎ、枝豆などの農産物も、JAなど各関係機関と連携しながらPR活動、6次産業化に努めております。

今年度は、本市・秋田市・男鹿市の3市で設立しました秋田中央地域地場産品活用促進協議会を発足しております。本協議会を十分活用しながら潟上市の特産品として確立できるよう、生産者、関係機関と一体となり、また、連携を図りながら良質な産品を作っていただけるようサポートし、さらなるブランド化の実現へ向け努めてまいります。

次に、ご質問の3点目「稲わらバイオ設備のその後は」についてお答え致します。

昭和工業団地に誘致しております川崎重工業株式会社のプラント設備につきましては、平成30年4月まで、稲わらを原料としたバイオエタノール製造の実証実験施設として稼働しておりました。現在は、バナジウム精製における技術検証を行っていくための設備改修が終了し、平成31年2月から引き続き実証実験施設として稼働しております。

次に、一般質問の2つ目「第2次潟上市都市計画素案について」お答え致します。

来年3月の策定を目指して計画の見直しを進めております「第2次潟上市都市計画マスタープラン」は、都市計画法に基づき市町村の都市計画に関する基本的な方針を長期的な見通しをもって定めるものであり、各事業の実施につきましては、個別の事業計画に委ねられることとなりますので、ご理解をお願いします。

マスタープランの素案においては、これまでの歴史や地域性に配慮して、市内を5つの地域に区分し、地域別構想として「地域の概況」「地域づくりの基本方針」「地域づくりの整備方針」を定めております。

ご質問の1点目「出戸浜海水浴場の環境整備とは」についてお答え致します。

出戸浜海水浴場は、市内外より年間約2万5,000人の来訪客があり、特に夏場のレクリエーションスポットとして県内有数の海水浴場であることから、引き続き海浜の維持保全や衛生管理等を図っていくもので、「地域づくりの基本方針」の「地域づくりの目標」の一つである「交流機能の充実」として挙げているものです。

ご質問の2点目「JR出戸浜駅の地域住民の日常生活を支える生活サービス機能の維持・充実を図るとは」についてお答え致します。

JR出戸浜駅周辺は、住宅地のほかに診療所や食料品を扱う商店、ガソリンスタンド

等日常生活に密着したサービスが集積していることから、生活・コミュニティ拠点と位置づけております。そのため、住宅を主体としつつも、身近な店舗等が立地する利便性に富んだ市街地としての土地利用を、今後も進めていくものであります。

ご質問の3点目「交通体系として主要生活道路や通学路の整備改善を推進する」についてお答え致します。

幹線道路において「潟上市舗装繕計画」及び「潟上市幹線道路網計画」に基づき整備等を行うもので、具体的な事業としては、二田追分線改良事業による道路拡幅及び歩道整備に取り組んでいるところであります。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員、再質問ありますか。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 細かく微に入り細に入りご答弁ありがとうございます。

まず、外国人の就労状況は、こういうものだなと思っております。但し、日本語教育のことについては、私も、私事で申し訳ありませんけども中華人民共和国において約3年間、仕事をしてまいりました。そのとき一番困るのは、やはり言葉です。俺は方言と英語とちょこつとごまかして、適当なことをいってごまかしてきたんですけども、日本の文化、先ほどもご説明ありましたんですけども、なかなか細やかにそういうティーチングをしていると思っているんですけども、この件については先ほど2名の方々にボランティアというようにお話をされております。私、あの2名の方、よく知っております。せめて有償ボランティアとかというお考えはないものではないでしょうか。ということは、資料を作るのに大変なんです。約30名ぐらい来るっていうんですけども、そういう方々に対しての資料作りが大変ですと、そういうお話をちょこちょこ伺っております。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどお伝えしましたように、公民館事業として行っておりますこの日本語教室でございますけれども、現在の状況と致しましては、過去3年間をみてみましても、ご利用される方々、様々なお国の方々、人数も多うございます。増えてきている状況でございます。そこで、今、ボランティアの方々有償でというようなことでご質問いただいたかと思っておりますけれども、まずこの事業として、予算としては、1回5,000円で40回分の予算を見ております。事業ですので、そういった方々にはそういったお支払いをしております。また、資料等々ということでございますけれども、公民館の事業でございますので、そういったところはしっかりサポートさせていただいているかと思っておりますけれど

も、お尋ねの件につきましてはもう一度きちっと精査して適正に対応してまいりますので、大変ご心配いただいておりますけれども、今後ともご支援いただければと思います。以上でございます。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 今この日本語云々ということでしたけども、やっぱり互い互いになっちゃうんですから、260万超、日本には外国人がいるんだけども、その半分は在留資格を持っていますよと、そういう話なんですけれども、秋田県の場合はずっと少ないんですけれども、そこで今30名というお話聞いたんですけども、その方々のお話聞けば、まじめに来る人はまじめに来ているんでしょうけれども、その実態はあまりわからないというような話なんですけども、今後、今、教育長がおっしゃったように、きちっと秋田県でも潟上市はこういう施策でもってやっていますよということを全県にお知らせいただければ、また、先ほどの人口も県内では大潟村に次いで潟上市なんです。動きはそんなにないですよ。むしろ世帯数が増えているということは、今のご時世でこうなってるんでしょうけれども、そういうことも背景にありますので、日本の外人でなくして、日本人も海外の人も同じだよと、共生だよという考え方をもって事に当たっていただければ幸いと思って終わらせていただきます。宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 答弁はよろしい。

○16番（大谷貞廣） 答弁はいりません。教育長が核心にふれるようなことをおっしゃっておりますので、多分そうだと思いますので、宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） あと、2つ目の質問、再質問、はい、大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） ブランド品の話なんですけれども、大学との連携を潟上市もとおるはずなんです。それで、私、県立大学の事務の方と若干コミュニケーションしているんですけども、本荘キャンパスですね、あそこはにかほとかあっちの方で、そこでいろいろな市のそういう書類っていうんですか、こういうことこうとか来てますよと、そういうお話があります。だから、そういう連携取ってる秋田大学もしかりなんですけれども、そういうところはやはりどうだかと、そういうものをやっぱり提出しての方がいいよと、それ、机の上がこうなってるっていうその方のお話なんです。それは潟上市は潟上市でやってることなんだろうけども、そういうお話を伺っていますので、遠慮すること何もねえよと、そういう事務方の方からお話をいただいておりますので、そういうこともブランド品を積極的に認知されるような仕組みを、先ほどもおっしゃいまし

たんですけれども、例えばふぐとかっていうんだけれども、もともと秋田県人はふぐの食はあまりしてないんです。それで一時、地産地消という話が、それで6次ということになっているんですけども、県知事のお話の中で、県知事の言葉もってきたって何ともならないことなんでしょうけども、やっぱり連携をして、付加価値を高めて商売しなければいけないよと、そういうお話がずらっと載ってあったもんですから、そういうことであえて今、そういう体制ができていんなら積極的に活用できるような、やってるんでしょうけども、より一層潟上市が光るためにはやっていただきたいなと、そう思っております。いかがですか。もし何かあったら。

(「なければいいです。」の声あり)

○議長(西村 武) いいか。答弁いい。

じゃあ2つ目の質問。

○16番(大谷貞廣) 稲わらバイオ、先ほど川崎でバナジウムを稼動しますよと、こういうお話を伺ったんですけども、このバナジウムという、どういうそのものを、もうちょっと説明してください。

○議長(西村 武) 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長(櫻庭春樹) 大谷議員の再質問にお答え致します。

バナジウムの精製内容ということでございますので、バナジウムにつきましてはバイオマス、いわゆるウッドチップやPKS等の焼却灰や化石由来燃料の焼却灰から熱化学処理をし、バナジウム、ニッケル、コバルト、カーボンなどに再資源化するというところでございます。その中のいわゆる熱化学を再処理したときに出る資源というふうに捉えておいていただければと思います。

○議長(西村 武) 16番大谷貞廣議員。

○16番(大谷貞廣) ありがとうございます。何でこういうことを、あえてここに稲わらバイオのその後ということなんですけれども、結果的に前の場合は、危険物を持っているんです。今回も恐らく設備をいくらか改造したんだなと思うんですけども、そういう危険物も置いて副原料として使っているかどうかという、そういうこともなぜかといえばやっぱり安心・安全で、ドンと跳ねてばっといくようなことないと思うんですけども、そういうことの安全面に関しては、もう絶対なんでしょうね、ある程度。

○議長(西村 武) 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長(櫻庭春樹) 再質問にお答え致します。

もちろん国等の許可を得ながらの設備改修であったと聞いておりますので、安全面については心配ないというふうに考えております。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 1点目の件に関しては、ある程度理解しました。宜しくお願いします。

次に、2点目なんですけれども、第2次潟上市都市計画素案、これ、私何でこれここに質問してるかといえ、出戸新町にもご説明にまいりました。そのとき、最後のコミュニケーションとるときまでいけばよかったんですけども、次のことがあってすぐ帰っちゃったんで、あえてここにもってきたわけなんですけれども、これって今、私、皆さんにいつてるかわからないけども、当日もらった資料があります。この資料に従って、あれっ、私、民間的発想のこの考え方を全面的に出すんですけども、素案ということは、そもそもおおもととなる案なんです。よく調べてみたら、俺、国語弱くて、そうなければそうだかもしれないけども。それで、ここが一番最後のところで、こういうような出戸地域ということがありますので、その中に自分なりに解釈してどうだかということをご質問して縷々いろいろ説明していただいたんですけども、このたび私偶然、以前出戸浜の海水浴場の件に何かあったなと思って調べてみたら、廃棄しないでちゃんと残ってあったものあったもんですから、それで、ああこれやっぱり先ほども言いましたんですけども、観光資源としてあれだ。そうすれば、出戸浜海水浴場は浜開きのとき、その関係者があそこに行ってみれば歴然としてわかることなんですけれども、一向に、私、大分前からこの話しているんですけども、私、出戸新町に来たのが昭和47年か6年頃なんです。その頃は自動車が海、走ってあったっす。それで、渡り蟹もちゃんとドラム缶を半分に切ってそこで、浜にいて1匹何ぼと、こういう時代だったんです。古い人間だから申し訳ありませんけども、新しいことを言わないといけないけれども、やっぱり地先権というものがあると思います。そこをどう捉えているのかなと。それで、あえてこれを出したわけなんですけれども、これは都市計画素案ということなんで、おおもとなんですけれども、市全体を捉えてやらないといけないっていうことを私、重々理解しております。但し、あの浜がなくなれば、あれ、海水浴場ってどうなのかなと、そういう私、独特な考え方持ってるんですけども、あそここのところは今いろいろな工事もやっております。それで、いろいろ前にいただいた資料の中には、そういうようなことをやりますよということなんですけれども、それであえてここに出したんですけども、2点

目の、ここには海水浴場というか砂浜がほとんどない。ないということは、潟上地先には、ほぼ全滅っていてもいいんだけど、そういうことで、今、工事やってるところもありますし、また、砂はどこにたまってるかということもあります。こういうことは、私、あそこの住民、住民っていうんですか、月に何回か行ってみれば、いやあ何となるのかなと、こういうことであえてここで挙げております。これは先ほど説明したとおりだと思います。

それから、2番目の出戸浜駅って、これはJRと、なかなかJRってやつは国鉄と何も変わらないで、法的にも国鉄の法をそのままJRでなっただけであって、なかなか難しい問題を控えておるんですけども、あそこの皆さん、出戸浜駅へくれば、すぐわかることなんですけども、あの待合室で何人入れればいいのか。疑問点。それからもう一つ、あの駅前の広場、何台車とまればパーなのか。俺、一日置いて二日にわたって乗客の頭数調べてみました。そしたら、大変なんですよ。ここに細かい数字があるんですけども、これは出戸浜追分線なる前なんで、また新たに来年もう1回データを取らねばいけないと思うんですけども、そういうことがありますので、そういうことを察して今後の素案のPLAN・DO・CHECK・ACTIONしていただきたいなど、そう思っただけであえてここに取り上げた次第です。宜しくご判断ですが、もし何かあったら宜しく、なければこれで結構でございます。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、まずこの都市計画マスタープランにつきましては、将来的な将来像を描いたもの、それをもってまちづくりに生かしていくということでございますので、今その中に包含している、今、大谷議員おっしゃいました個々の例に関しましては、またそれ以外の個別の計画なり予算なりでそういう場面がありましたら、またご協議させていただくということでございますので、このプランそのものは、あくまでも将来像を描いているものということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 大変細々と丁寧なご答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（西村 武） これをもって16番大谷貞廣議員の質問を終わります。

本日の日程は、これですべて議了致しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日12月6日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集を願います。

本日は本当ご苦労様でございました。

午後 3時13分 散会